

平成 29 年 10 月 4 日
【9 月 7 日開催障害者施策推進協議会の意見反映済】

第 3 次浜松市障がい者計画 素案（案）

平成 30（2018）年 3 月
浜松市

Contents

目次

I 部 障がい者計画	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	5
(1) 法的根拠	5
(2) 計画の対象	6
(3) 計画の期間	7
第2章 現状と課題	11
1 浜松市のこれまでの取り組みと課題	11
(1) これまでの取り組み	11
(2) 今後に向けた課題	11
2 障がい福祉施策を取り巻く環境	12
(1) 障害者権利条約の締結と国際的な義務	12
(2) 共生社会実現の重要性について	12
(3) 2020年東京パラリンピック競技大会を契機とした取り組み	12
(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み	13
(5) 選択と集中による予算の重点化	13
(6) 近年の関連法令の動向	13

第3章 計画の基本理念等	19
1 基本理念	19
2 基本目標	20
3 計画の施策体系	22
第4章 重点施策	25
1 差別の解消・権利擁護の推進	26
2 相談支援体制の整備と きめ細かな相談支援の充実	29
3 地域生活への移行に向けた体制整備	32
4 地域における防災対策の推進	34
5 教育機関と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化	37
第5章 分野別施策	43
1 理解促進	45
(2) 人材育成と活動支援	49
2 生活支援	52
(1) 差別の解消・権利擁護の推進	53
(2) 相談支援体制の充実	55
(3) 地域生活への移行の促進	58
(4) 地域生活支援の充実	60
(5) 経済的な支援	62
3 保健・医療	63
(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実	64
(2) 精神保健福祉の推進	66
4 生活環境	68
(1) 福祉のまちづくりの推進	69

(2) 防災対策の推進	70
5 療育・教育	72
(1) 早期発見・早期療育の推進	73
(2) 発達支援教育の推進	75
(3) 放課後等の支援の充実	77
(4) 卒業後の自立に向けた支援	77
6 雇用・就労	79
(1) 就労支援と雇用促進	79
(2) 福祉就労に対する支援	81
7 情報・コミュニケーション	82
(1) 情報提供の充実	83
(2) コミュニケーション保障の推進	84
8 社会参加	86
(1) 外出支援	87
(2) 地域活動への参加の促進	88
(3) スポーツ・文化活動、余暇支援	89

I 部 障がい者計画

第1章

計 画 の 概 要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

「第2次障がい者計画（平成25年度から平成29年度）」による取り組みを検証するとともに、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ、目指すべき目標や取り組み等を見直します。

策定方針

- 1 基本理念は、浜松市総合計画との整合を図り「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」とします。

浜松市総合計画

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（健康・福祉分野）

『支え合いによって、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる。』

- 2 障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向に関するアンケート調査（以下、実態調査）等を実施し、障がいのある人の現状と課題を的確に把握するとともに、制度改革等により生じた新たな課題に対応します。
- 3 計画期間中に特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置付け、専門的機能を有する機関や施設等のそれぞれの機能を強化するとともに、相互に連携した総合的な取り組みやネットワークづくりを推進します。
 - ・差別の解消・権利擁護の推進
 - ・相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
 - ・地域生活への移行に向けた体制整備
 - ・地域における防災対策の推進
 - ・教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化
- 4 近年、精神障がいのある人が増加していることに加え、精神保健福祉法の一部改正等、これからの精神保健医療福祉のあり方が検討されていることを踏まえ、第2次障がい者計画の「生活支援」の中に含まれていた「保健・医療」の分野を新たに柱立てし、きめ細かで効果的な施策の推進を図ります。

- ・理解促進
- ・生活支援
- ・保健・医療
- ・生活環境
- ・療育・教育
- ・雇用・就労
- ・情報・コミュニケーション
- ・社会参加

6 I部 障がい者計画

(2) 計画の対象

この計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい⁵のある人や難病患者を支援の対象とします。精神障がいには高次脳機能障がい、認知症等も含まれます。障がいのある人の家族や取り巻く地域、そして社会全体への働きかけも含め、障がいのある人の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

【障害者基本法第2条第1項】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁⁶により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

5 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

6 社会的障壁：障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間です。

ただし、国の制度改革の動向も含め、社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画の期間は、国が定める基本指針により、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



第2章

現 状 と 課 題

第2章 現状と課題

1 浜松市のこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

第2次浜松市障がい者計画（平成25年度から平成29年度）では、「希望を持って安心して暮らすことができるまち」の基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、障がいのある人の自立と社会参加を支援するための取り組みを進め、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、社会の理解を進めるための広報・啓発活動や権利擁護体制の整備を進めてきました。そして、平成28年4月には「浜松市手話言語の推進に関する条例」を施行し、手話の理解促進や普及を通じて、共生社会の理念の普及に努めてきました。

また、施設整備や人材育成による障害福祉サービスの充実を進めるとともに、障がいのある子どもと家庭に対する支援体制の整備や浜松市障がい者自立支援協議会⁷の体制の見直しによる“地域の輪”づくりに取り組んできました。

(2) 今後に向けた課題

浜松市の総人口は、緩やかな減少傾向にありますが、障害者手帳所持者は年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスの利用者は、障害者手帳所持者の伸び率を上回って増加しており、特に18歳未満は高い伸び率を示しています。

障害者手帳所持者の増加とともに、社会全体の急速な高齢化に伴い、障がいのある人の高齢化も進み、障がいの重度化・重複化の傾向も見られます。発達に課題のある子どもの増加、障害福祉サービスの給付対象として位置付けられた発達障がいや高次脳機能障がい、難病に対する支援等、求められるサービスや相談支援は、量のみではなく、その質においても高度化・多様化しています。

また、近年では障がいのある女性や子ども、高齢者は、複合的に困難な状況も生まれて、介助の際のプライバシーや性的被害の問題、立場の弱さがもたらす虐待等、障がいのあることに加えてさらに困難な状況に置かれていることから、そういった点に配慮したきめ細かな支援が必要です。

ニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じたきめ細かな支援、乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要とされています。

⁷ 浜松市障がい者自立支援協議会：障害者総合支援法に基づき、浜松市が設置する「地域自立支援協議会」の呼称。

2 障がい福祉施策を取り巻く環境

(1) 障害者権利条約の締結と国際的な義務

日本は、平成 26 年 1 月に、障がいのある人の権利及び尊厳を保護し促進すること等を目的とする「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約⁸⁾」）に批准しました。この条約は、障がいのある人の人権や基本的自由を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するために、障がいのある人の権利の実現のための措置等を規定しており、市民的・政治的な権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における取り組みを締約国に対して求めています。

(2) 共生社会実現の重要性について

平成 28 年 7 月、神奈川県相模原市の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」で起きた施設の元職員による殺傷事件の発生は、全国に衝撃を与えるとともに、改めて全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会⁹⁾」）の実現と、そのための国民の理解促進が重要であることを認識させることになりました。

障がい及び障がいのある人に対する更なる理解が促進されるよう、それぞれの自治体が共生社会の実現を目指す施策、例えば教育機関における福祉教育等を積極的に進め、共生社会の実現に向けた様々な啓発等に取り組むことが必要です。

(3) 2020 年東京パラリンピック競技大会を契機とした取り組み

2020 年に開かれる東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、ユニバーサルデザインの街づくりを進め、共生社会を実現し、障がいのある人の活躍の機会を増やしていくことが必要です。

8 障害者権利条約：あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。

9 共生社会：障がいの有無にかかわらず、お互いの違いや多様性を認め合い、社会から孤立や排除されることなく、社会的に包み込む社会。

(4) 地域共生社会¹⁰の実現に向けた取り組み

高齢福祉、子ども・子育て支援等、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容により、地域のあらゆる人々が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

(5) 選択と集中による予算の重点化

障害福祉サービスについては、障がいのある人の自己決定を尊重した制度への見直しを図るため、平成 15 年度から支援費制度へ移行しました。

また、障がいのある人の自立支援や、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行や、平成 25 年度の障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスの充実が図られました。

こうした障害福祉サービスが充実する一方で、国と本市の障害福祉サービス関係予算は 11 年間で 2 倍以上（国 H19：5,380 億円→H29：1 兆 2,656 億円、浜松市 H19：80.9 億円→187.3 億円）となっている現状を踏まえ、将来にわたり持続可能な障害福祉サービスを実施するために、本市の独自の事業については、限られた財源を有効に活用する選択と集中が必要です。

(6) 近年の関連法令の動向

① 障害者差別解消法

平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法¹¹」）が制定され、平成 28 年 4 月から施行されました。行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定め、それにより全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

10 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

11 障害者差別解消法：全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

② 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 5 月に障害者雇用促進法¹²が一部改正され、雇用の分野での、障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供の義務、相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助が盛り込まれ、平成 28 年 4 月に施行されました。また、平成 30 年 4 月には、障がいのある人の雇用の状況に鑑み、法定雇用率¹³の算定の基礎に精神障がいのある人が加えられることとなります。

③ 成年後見制度利用促進法

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法¹⁴」）が制定され、同年 5 月に施行されました。

④ 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 5 月に発達障害者支援法¹⁵が一部改正され、発達障がいのある人に対する障がいの定義と発達障がいへの理解促進や、生活全般にわたる支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関等の協力体制の整備等が盛り込まれ、平成 28 年 8 月に施行されました。

⑤ 障害者総合支援法の改正

平成 28 年 5 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）が、障がいのある人の生活と就労に対する支援の一層の充実を図ることを目的に一部改正され、平成 30 年 4 月に施行されることになりました。

⑥ 児童福祉法の改正

平成 28 年 5 月に児童福祉法が一部改正され、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設や保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援等が盛り込まれ、平成 30 年 4 月より施行されることになりました。

12 障害者雇用促進法：障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

13 法定雇用率：雇用する労働者に占める障がいのある人の割合。障害者雇用促進法では事業主に対して法定雇用率以上になるよう義務づけている。

14 成年後見制度利用促進法：認知症等で判断能力が不十分な人に代わり財産管理や契約行為を行う「成年後見制度」の利用促進を図ることを目的として制定された法律。

15 発達障害者支援法：発達障がいのある人の早期発見・早期療育や学校教育、就労支援等を行うことを目的とした法律。

年月	障がい福祉施策の動向
平成 17年 4月	・ 発達障害者支援法の施行 (発達障がいの定義、発達障がいへの理解促進、発達障害者支援センターの設置等)
平成 18年 4月	・ 障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障がい程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化等)
	12月 ・ バリアフリー新法の施行 (高齢者や身体障がいのある人等の移動の円滑化等)
平成 19年 9月	・ 障害者権利条約に署名
平成 22年 12月	・ 障害者自立支援法の改正 (利用者負担の見直し、発達障がい対象として明確化等)
平成 23年 8月	・ 障害者基本法の改正 (障がいのある人の定義の見直し、差別の禁止)
平成 24年 10月	・ 障害者虐待防止法 ¹⁶ の施行 (虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村虐待防止センター・都道府県権利擁護センターの設置等)
平成 25年 4月	・ 障害者総合支援法の施行 (難病患者を対象として追加、障がい者サービスの一元化、地域生活支援事業の追加等) ・ 障害者優先調達推進法の施行 (国や地方公共団体による障がい者就労施設等からの物品の調達の推進等)
平成 26年 1月	・ 障害者権利条約への批准
	4月 ・ 精神保健福祉法の改正 (保護者制度の見直し、医療保護入院の手続きの見直し等)
平成 27年 1月	・ 難病法の施行 (医療費助成の対象疾病の拡大等)
平成 28年 4月	・ 障害者差別解消法の施行 (障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等) ・ 障害者雇用促進法の改正 (雇用分野での障がい者差別禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加える) ・ 浜松市手話言語の推進に関する条例の施行
	5月 ・ 成年後見制度利用促進法の施行 (成年後見制度の利用の促進のための基本計画の策定等)
	8月 ・ 発達障害者支援法の改正 (ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細やかな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置等)
平成 30年 4月	・ 障害者総合支援法の改正 (「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設等) ・ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正 (地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等) ・ 児童福祉法の改正

※法令等の名称は略称となっています。

16 障害者虐待防止法：障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

第3章

計 画 の
基 本 理 念 等

第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

支え合いによって 住み慣れた地域で 希望を持って 安心して暮らすことが できるまち

この計画は、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”を目指します。

近年の少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティに対する意識の希薄化とともに、市民ニーズの多様化が進み、人と人とのつながりの重要性がこれまで以上に増してきています。障がいのある人が、それぞれの住み慣れた地域や家庭の中で、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となる様々な公的支援とともに、地域の中での支え合い、共生・共助でつくる豊かな地域づくりが必要です。

この計画では“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”を基本理念に掲げ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、福祉のまちづくりの推進等、幅広い施策に取り組みます。

2 基本目標

基本目標
I

地域で安心して暮らすための 地域社会への理解促進

“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”を目指すにあたり、何よりも大切なことは、同じ地域で生活する人同士の相互理解です。

地域社会への理解促進を進めるにあたり、啓発・広報活動を行うことはもちろん必要ですが、最も重要なことは、障がいのある人が地域へ出て様々な人たちと交流をし、そこでの付き合いから関係をつくることにより、地域とのつながりの中で生活をしていくことです。

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、生涯を通して地域の一員として暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

基本目標
II

自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無にかかわらず、だれもが平等に人権を持つかけがえのない個人として尊重されなければなりません。

障がいのある人一人ひとりが、自己決定と自己選択により、必要とする障害福祉サービスをはじめとした各種支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

また、権利の主張が困難な判断能力の不十分な人に対しては、個人の尊厳を尊重したうえで、適切な意思決定の支援を行い、権利・利益の保護を図ります。

基本目標
Ⅲ地域生活を支えるための
サービス提供基盤のさらなる充実

自己決定と自己選択を尊重するとともに、それを実現できる環境を整えていかなければなりません。自立支援の観点から、入所施設等からの地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤の計画的な整備を行います。

そして、一人ひとりの状況に応じた支援が身近な地域で受けられるよう、サービス提供の拠点づくりを行い、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障がいがあることに加えて、女性や子ども、高齢者であることによっては複合的に困難な状況に置かれている人に対して、自立し、安心して暮らしていけるよう、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援を行います。

基本目標
Ⅳともに支え、ともに暮らす
地域でつながる“輪”づくり

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの希望に丁寧に向き合い、心身の状況に応じて適切なサービスや支援を組み合わせる包括的な相談支援（ケアマネジメント）により、障がいのある人とその家族を包む“輪”をつくります。

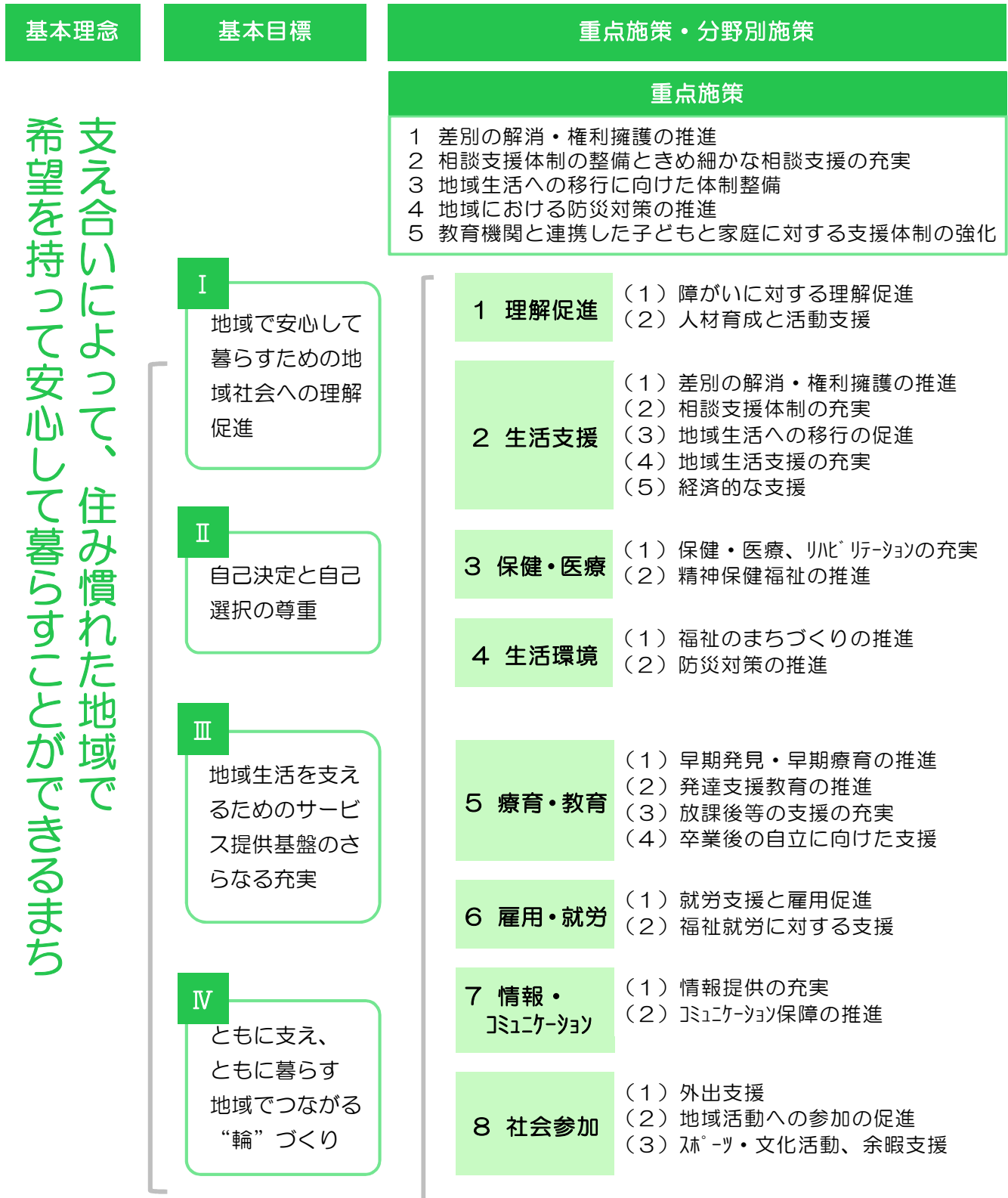
また、個別支援会議で解決できない課題は、身近な地域の相談窓口である区役所と障害者相談支援事業所¹⁷を中心とした福祉、保健、医療、教育、労働、地域等の関係者からなる浜松市障がい者自立支援協議会で地域全体の課題として共有し、解決に向けて取り組みます。

さらに、制度や分野の枠を超えて、地域のあらゆる人と資源がつながり、障がいのある人とその家族を包む“地域の輪”をつくり、地域でつながる“二重の輪”によるサポート体制を整備し、地域の支え合いによって共に暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

17 障害者相談支援事業所：障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行う。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

3 計画の施策体系

浜松市では障がい福祉施策の基本理念に“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”を掲げています。この基本理念のもと、4つの基本目標を定め、この計画の総合的かつ計画的な推進により基本理念の実現を目指します。



第4章

重 点 施 策

第4章 重点施策

重点施策は、障がいのある人の現状と課題、制度改革等により生じた新たな課題等をふまえ、この計画の基本理念と基本目標を実現していくための具体策として位置付け、この計画の期間中に優先的・重点的に取り組んでいくものです。

この計画では、専門的機能を有する機関や施設等のそれぞれの機能を強化し、相互に連携した総合的な取り組みやネットワークづくりが必要となる5つの重点施策を掲げます。

また、そのネットワークや体制を明確化することで、関係機関が相互に情報を共有し、具体的なイメージを持つことにより円滑な推進を図ります。

※重点施策の番号は優先順位を表すものではありません。

1 差別の解消・権利擁護の推進

背景

平成 28 年 4 月 1 日に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。同年 5 月には、判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた法の整備が進められています。

また、障がいのある人への虐待件数は、平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」施行後も年々増加を続けており、虐待の予防や早期の対応を図るための支援・協力体制の充実が必要です。

基本方針

障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。また、成年後見制度の周知及び利用しやすい環境の整備を進めるとともに、障がいのある人に対する虐待の未然防止・早期発見に努めます。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、地域における差別に関する相談等について、障害保健福祉課や各区の社会福祉課の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会¹⁸を開催します。

18 障害者差別解消支援地域協議会：社会生活を円滑に営むうえで困難を有する障がいのある人に対して、支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織で、相談事例の共有や差別の解消に資する取組の共有・分析を行う。

② 成年後見制度利用支援の促進

成年後見制度¹⁹の利用が必要であるにもかかわらず、家庭裁判所への申し立てを行う親族がない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長申し立てを行います。後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

また、市民後見人の育成や地域連携ネットワーク機関の設置等、制度利用の支援体制の強化について、弁護士・司法書士等の専門職や関係団体と協議し、制度の利用促進を図ります。

③ 関係機関との連携による虐待防止の取り組み

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の開催をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関との緊密な連携のもと、虐待の防止に取り組めます。

【成年後見制度イメージ】

¹⁹ 成年後見制度：判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度。

【高齢者・障害者虐待防止連絡会】



2 相談支援体制の整備と

きめ細かな相談支援の充実

背景

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要なサービスや制度の利用方法等を知り、様々なサービスの中から実情に応じて適切に利用していくことが必要です。そのためには、サービスの提供者の能力や知識の向上を前提とした相談支援の体制を整えることが重要です。

現在、相談支援は、相談件数の増加だけではなく、障がいの重度化・重複化、家族介護者の高齢化をはじめとする複合化した解決困難な課題を抱えるケースの増加等、相談内容は多様化・困難化しています。

一人ひとりのニーズの的確な把握と本人が選択した生活の場において暮らし続けることを支援するコーディネーター（調整役）としての役割を果たすことが重要です。

また、個人のニーズへの対応だけでなく、制度や分野、世代を超えて、人と人、人と資源がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に努める必要があります。

基本方針

効果的・積極的に対応できる相談支援体制とケアマネジメントの充実を図り、支援の輪の拡大を目指します。

① 基幹相談支援事業所の設置と委託相談支援事業所の再編

浜松市委託相談支援事業所の専門的な助言（スーパーバイズ）や相談員の人材育成を図るため、基幹相談支援事業所を設置します。

また、基幹相談支援事業所を中核とした委託相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制を構築するため、委託相談支援事業所を再編し、ニーズに対応できる相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）の充実等を図ります。

② 地域生活支援拠点等の体制整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、体験の機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援事業所の機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

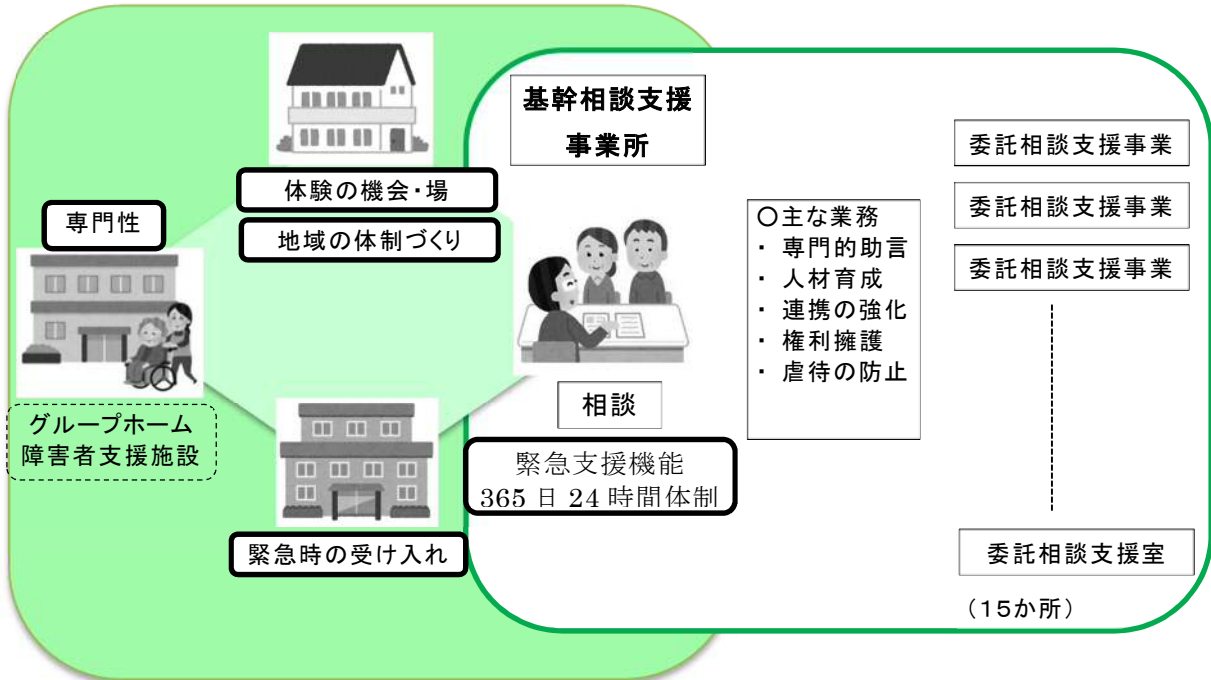
③ 相談支援専門員の育成

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めた研修のあり方を検討し実施することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いケアマネジメントを提供します。

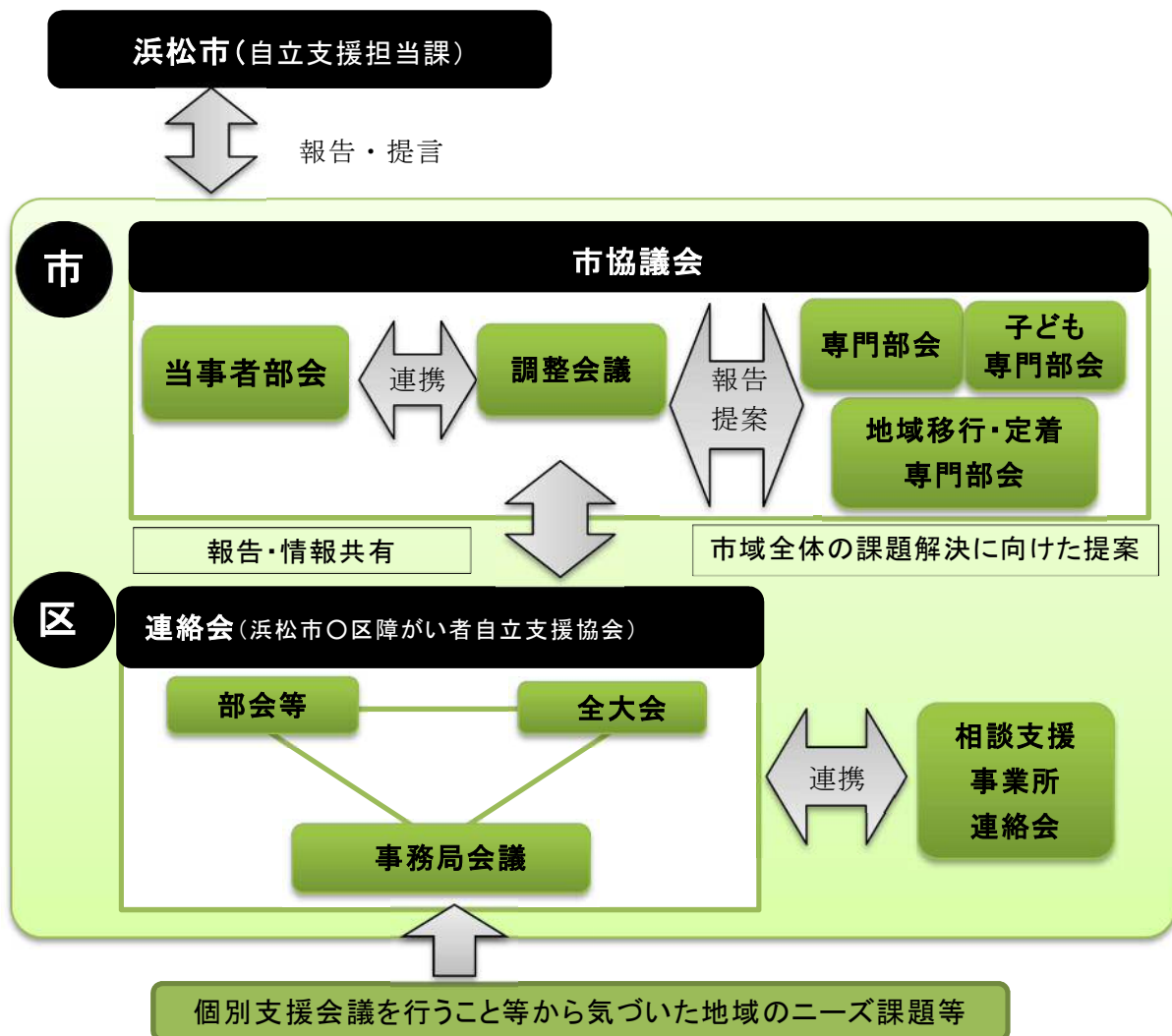
④ 浜松市障がい者自立支援協議会の効果的な運営

障がいのある人に対する支援体制整備等の協議を行う場である、障がい者自立支援協議会について、各区障がい者自立支援連絡会との連携を図り、障がいのある人とその家族の抱える地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を進めます。

【基幹相談支援事業所イメージ】



【浜松市障がい者自立支援協議会イメージ】



3 地域生活への移行に向けた体制整備

背景

これまで本市では地域における住まいの場となるグループホームや活動の場となる通所施設の計画的な整備により、地域移行を推進してきました。しかし、長期にわたり入所又は入院している人は、社会経験の乏しさや障がいの程度から、自己決定と自己選択が難しいこともあるため、地域生活のための計画的な施設整備等の環境づくりとともに、施設入所中や精神科病院入院中から退所、退院に向け、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援が必要です。

また、地域移行の後、地域に溶け込み長く暮らしていくためには、現在の生活だけでなく、障がいのある人自身の重度化・高齢化や「親亡き後」への備えも必要です。そのため介護保険制度や心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進める等、包括的な支援体制の充実を図る必要があります。

基本方針

施設入所中や精神科病院入院中から退所、退院に向けて一人ひとりのニーズに応じたアプローチを行うとともに、関係機関との連携により地域生活の実現に向けた体制づくりを目指します。

① 支援体制の整備

入所又は入院している人が安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、地域生活への移行に向けた個別支援へとつなぎます。

また、浜松市障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

② 個別支援の充実

施設入所中や精神科病院入院中から退所、退院に向けた地域移行支援を行うとともに、地域生活への移行後は地域定着支援によるフォローを行い、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実します。

4 地域における防災対策の推進

背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降も、全国では様々な災害に見舞われています。そうした災害によって、いわゆる「災害弱者」といわれる障がいのある人や子ども、高齢者といった人たちが多く被災している現状があります。高齢者や障がいのある人等の要配慮者は、自力で避難することが難しく、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでは解決が困難な課題への対策が必要であり、普段からの地域とのつながりが重要になってきます。

また、避難が必要となった場合には、避難所における障がいの特性に配慮した支援や、福祉避難所²⁰の開設等、障がいのある人に配慮した生活環境の整備が必要となります。

障がいのある人の防災対策を進めるにあたり、自助・共助・公助のバランスのとれた防災対策が必要です。

基本方針

災害発生時に障がいのある人に必要な支援や配慮が提供できるよう、市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。

① 福祉避難所の開設・運営マニュアルの見直し

福祉避難所に対する理解を深めるとともに、災害時に福祉避難所の設置・運営が円滑に実施され、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所指定施設との協力のもと、関係課で連携し、マニュアルの見直しを行います。

② 災害時避難行動要支援者名簿の活用

浜松市地域防災計画に基づき、災害時避難行動要支援者²¹である障がいのある人の状況を把握するため、本人の同意のもと避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するとともに、災害時避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。

20 福祉避難所：一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の災害時避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所。

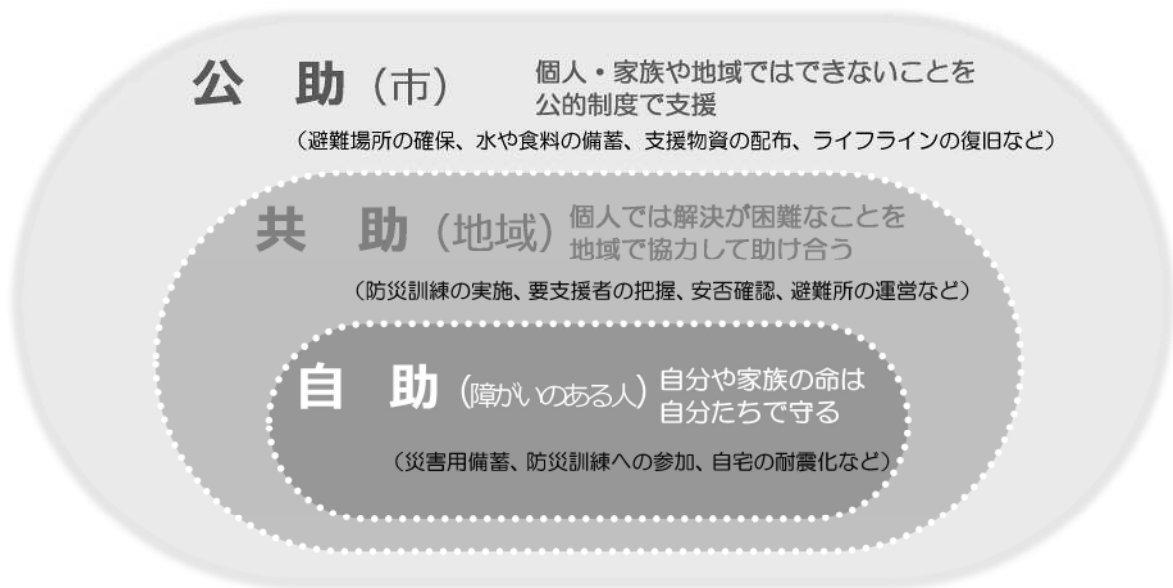
21 災害時避難行動要支援者：災害時に自ら避難することが困難であり、地域の避難支援関係者による避難支援、安否確認を希望する人、家族以外の第三者の支援がなければ避難が困難な人。

③ 避難支援対策の推進

災害時に障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、地域の支援者が災害時に適切な支援や配慮ができるよう福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

【 自助・共助・公助による防災対策のイメージ 】



	【自助】障がいのある人	【共助】地域	【公助】市
発災前	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化、家具固定 非常持ち出し品の準備 水や食糧、本人の特性に応じた物資等の備蓄 情報伝達方法の確認 防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施 地域住民の意識啓発 地域の安全点検 要支援者の把握 避難支援者の選定 同意者名簿の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の耐震化 避難場所の確保 福祉避難所との協定 水や食料等の備蓄 マニュアルの作成
発災後	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の初期消火 家族の応急手当て 自宅が無事なら在宅避難 ※地域へ知らせる 自宅が被災したら避難 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 地域住民、要支援者の安否確認、避難支援 避難所の運営 支援物資の配布協力 	<ul style="list-style-type: none"> 救出救護 道路、水道等ライフラインの復旧 避難所の運営補助 支援物資の調達・配布

【災害時避難行動要支援者の避難イメージ】

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for drawing or writing the disaster evacuation image for persons requiring special assistance.

5 教育機関と連携した子どもと家庭に対する 支援体制の強化

背景

発達に課題のある子どもを育てる家庭の多くが不安を抱えており、子どもに対する支援だけではなく、その家族の心身の負担を軽減する支援も一体的に取り組んでいく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、できる限り身近な地域で、子どもたちが触れ合いながら育っていける環境が必要です。受け入れる側の保育所や幼稚園では、発達に課題のある子どもを受け入れているところもありますが、関わり方について不安を抱えており専門機関の支援を求めています。

学校教育の現場でも、障がいのある子どもがその特性に応じた教育を受けるためには、小学校や中学校の教職員の障がいへの理解とそれぞれの子どもの特性を理解し適切に指導する能力の向上が必要であり、教職員が学ぶ機会を充実させる必要があります。

子どもの成長に伴い、関わる機関が変わっていくため、関係機関の連携による乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じた一貫して支援することが重要です。

基本 方針

子どもは家族との関係性の中で育っていくことが重要であることから、家族も含めた一体的な支援を進めます。また、発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、教育機関を中心とした関係機関の連携を強化します。

① 支援する職員等の技術向上

児童発達支援センター²²や児童発達支援事業所の連絡会の充実を図り、センターの専門的支援のノウハウを広く提供することにより支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもを支援することを目指します。

また、学校教育においては一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が行えるよう、研修を充実し、教員の専門性の向上を図ります。

22 児童発達支援センター：地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

② 地域における支援の充実

地域の保育所や幼稚園の職員のスキルアップや早期療育体制の強化を図るため、地域支援の提供を行う中核的な機能をもつ発達相談支援センター「ルピロ²³」や児童発達支援センターによる保育所や幼稚園等に対する支援を行い、できる限り身近な地域で子どもを育てられる環境づくりを進めます。

③ 関係機関との連携の強化

保護者を含め福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関と市役所関係各課が連携して子どもの成長にかかわる情報を共有するとともに、発達障害者支援地域協議会を開催し、子どもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

また、浜松市子育てサポートはまずくファイル²⁴やしずおかサポートファイル²⁵、サポートかけはしシート²⁶を活用することにより、各ライフステージにおいて子どもの情報を引き継いでいくことで、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行います。

【内容の一例】

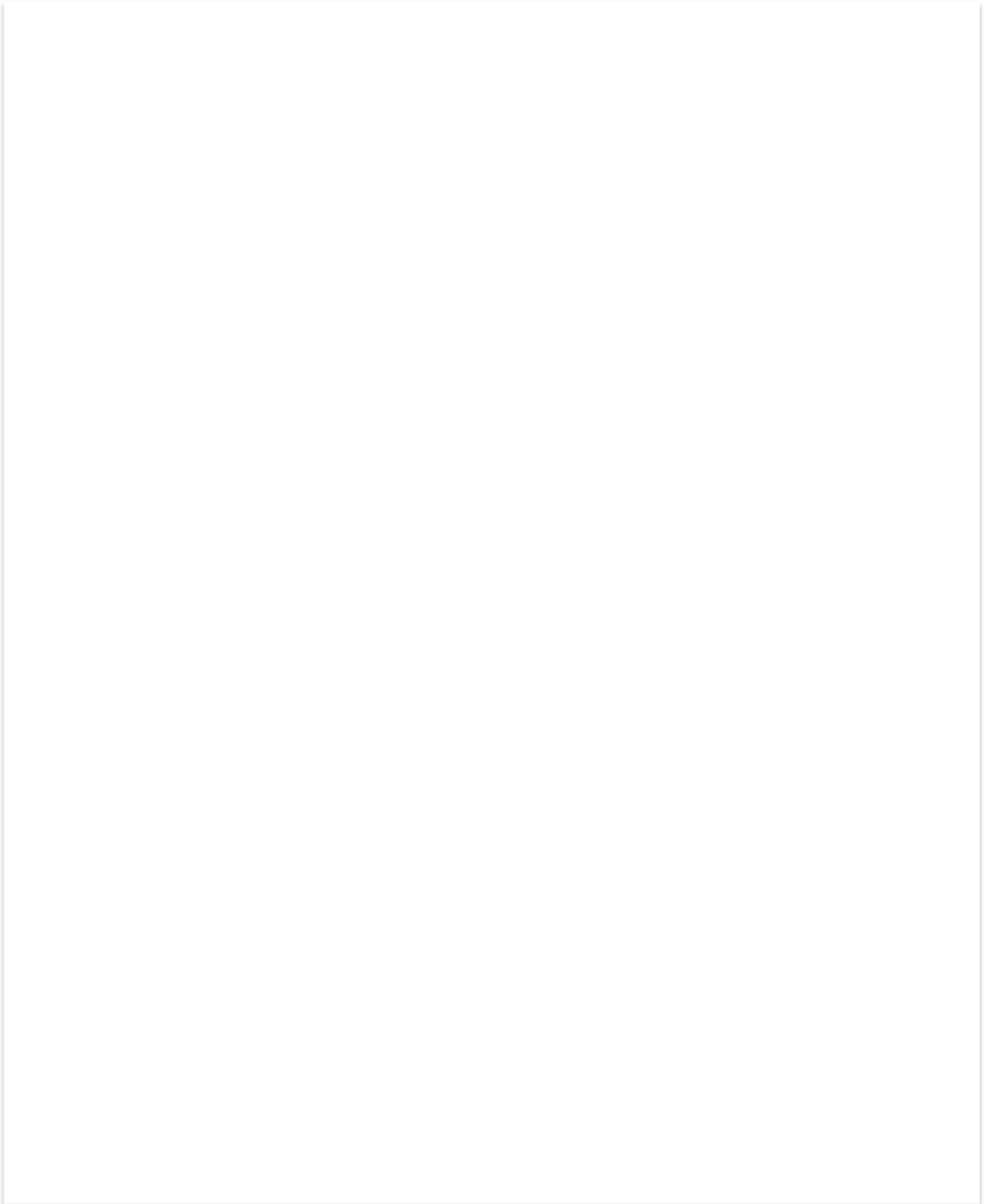


23 ルピロ：発達障害者支援法に基づき、浜松市が設置する「発達障害者支援センター」の呼称。
 24 浜松市子育てサポートはまずくファイル：保護者と保健、医療、福祉、教育機関等が子どもの成長にかかわる情報を共有し、子育て家庭の支援をするための冊子。また、ウェブサイト「はまずく Q & A」にて子育ての悩みや不安について専門家のアドバイスを掲載。
 25 しずおかサポートファイル：保護者と保健、医療、福祉、教育、労働機関等が障がいのある人の成育歴や相談・支援の記録を共有し、生涯にわたり継続的な支援を行うための冊子。静岡県が作成。
 26 サポートかけはしシート：児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、子どもに対して継続して必要な支援を行うことを目的に作成するシート。子どもの特性や配慮すべき点等を記載。

【サポートかけはしシート利用の流れ】



【関係機関の連携による一貫した支援のイメージ】



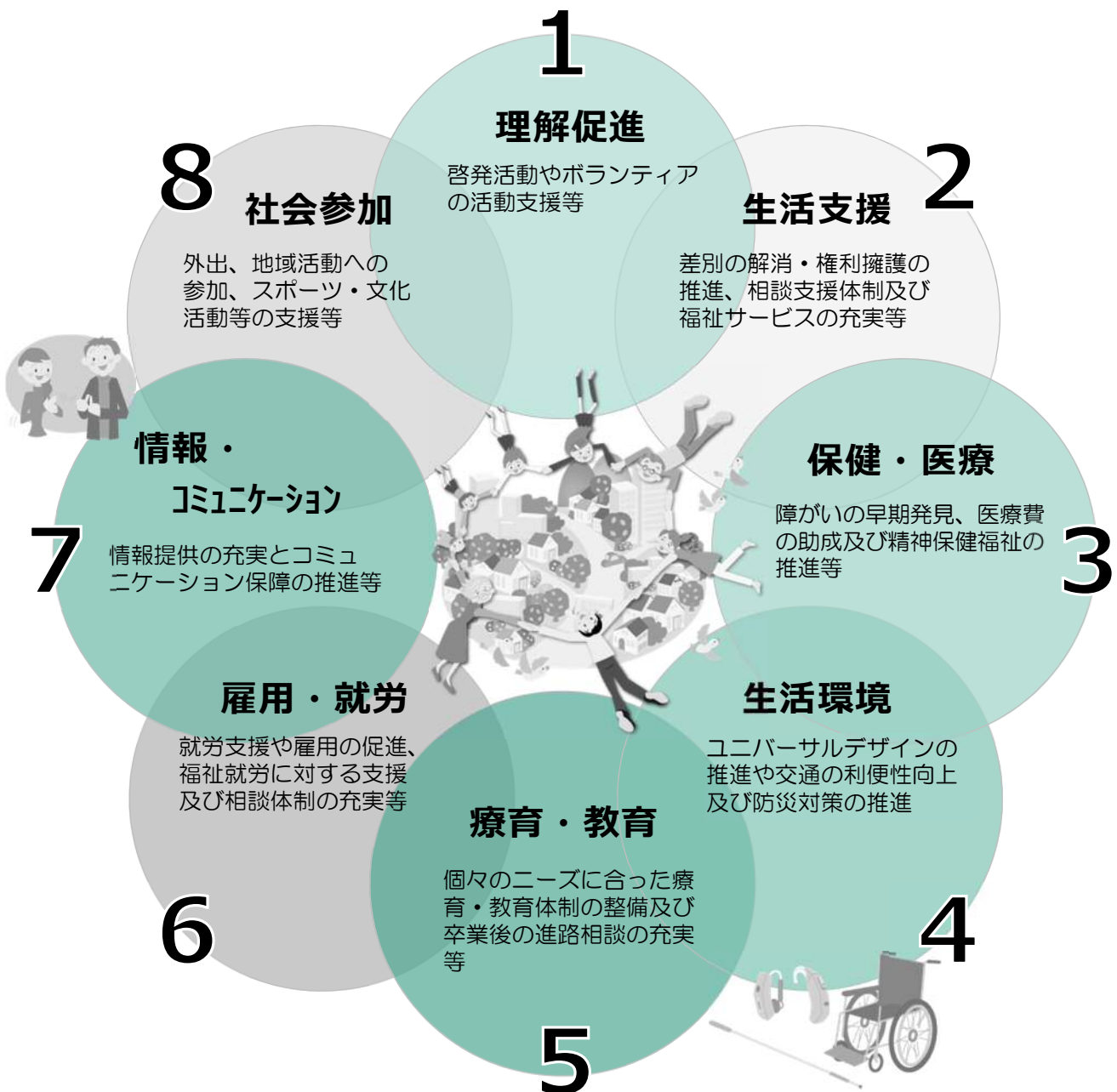
第5章

分野別施策

第5章 分野別施策

この計画では、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に捉え、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する“支え合いによって、希望を持って安心して暮らすことができるまち”を目指します。

地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、福祉のまちづくりの推進等、障がいのある人を包み込む分野別施策を展開し、様々な角度から一人ひとりのニーズに応じた支援に取り組みます。



44 I部 障がい者計画

分野	基本 施策	施 策	分野	基本 施策	施 策		
1 理解促進	(1) 障がいに対する理解促進	①啓発・広報活動の推進	5 療育・ 教育	(1) 早期発見・早期療育の推進	①障がいの早期発見と支援への円滑な移行		
		②人権意識の向上			②早期療育体制の充実		
		③福祉教育の推進			(2) 発達支援教育の推進	①相談・支援の充実	
		(2) 人材育成と活動支援				①ボランティアの育成と活動支援	②教員の専門性の向上
	②ピアサポートの推進			(3) 放課後等の支援の充実	①放課後等の支援の充実		
	③地域福祉活動との連携				(4) 卒業後の自立に向けた支援	①進路教育と進路相談の充実	
	④公共サービス従事者等の育成			②進路先の充実			
	2 生活支援	(1) 差別の解消・権利擁護の推進		①差別解消の推進	6 雇用・ 就労	(1) 就労支援と雇用促進	①就労支援の充実
				②成年後見制度等の利用支援			②雇用促進
				③虐待の防止		(2) 福祉就労に対する支援	①福祉就労に対する支援
(2) 相談支援体制の充実		①総合的な相談支援の充実	7 情報・ コミュニケーション	(1) 情報提供の充実			①情報のバリアフリー化の推進
		②ケアマネジメントの推進					②福祉サービスや生活に関する情報提供の充実
		③各種相談の実施		(2) コミュニケーション保障の推進	①コミュニケーション支援の充実		
(3) 地域生活への移行の促進		①地域生活への移行の促進			②障がい特性に配慮した情報保障の推進		
		(4) 地域生活支援の充実			①障害福祉サービスの充実	8 社会参加	(1) 外出支援
②ニーズに応じた支援の実施			②助成制度による支援				
(5) 経済的な支援			①手当等による金銭的な支援	(2) 地域活動への参加の促進	①地域活動への参加の促進		
		②助成制度による負担軽減の実施	(3) スポーツ・文化活動、余暇支援		①障がい者スポーツの振興		
3 保健・医療		(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実			①障がいの早期発見		8 社会参加
			②適切な医療、地域リハビリテーションの提供等	(3) スポーツ・文化活動、余暇支援	①障がい者スポーツの振興		
			③医療費の助成		(1) 福祉のまちづくりの推進	②文化活動への支援	
		(2) 精神保健福祉の推進	①精神保健福祉の推進			4 生活環境	
	②精神科救急システムの整備		②公共交通の利便性の向上				
	③こころの健康対策の充実		(2) 防災対策の推進	①防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進			
(1) 福祉のまちづくりの推進	②災害時支援体制の整備	(2) 防災対策の推進		②障がい特性に応じた配慮の充実			
	(2) 防災対策の推進			③障がい特性に応じた配慮の充実			
				③障がい特性に応じた配慮の充実			

1 理解促進

基本方針

関係機関との緊密な連携のもと、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し支え合う、「共生社会」の理念について更なる普及を図ります。

施策

(1) 障がいに対する理解促進

基本施策

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② 人権意識の向上
- ③ 福祉教育の推進

(2) 人材育成と活動支援

- ① ボランティアの育成と活動支援
- ② ピアサポート²⁷の推進
- ③ 地域福祉活動との連携
- ④ 公共サービス従事者等の育成

【現状と課題】

- 障がいの種類は様々で、知的障がい、身体障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等、より一層の理解が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいについて、その特性や必要な配慮等に関する理解の促進が必要です。
- 教育現場や雇用現場等、様々な生活場面に応じた啓発が必要です。子どもの障がいの特性は多様であり、大人とは異なる支援が必要になります。また、障がいのある人の雇用の拡大のためには、企業の障がいへの正しい理解と労働環境に関する配慮が必要です。
- 共生社会の形成に向けて、特に小・中学生に対する福祉教育の推進が必要です。
- 行政が主体となって行う啓発・広報活動に加えて、地域で一体となって理解を進めるために、引き続き民生委員・児童委員²⁸や地区社会福祉協議会²⁹、NPO等との連携・協力が必要です。

27 ピアサポート：同じような立場の人によるサポート（ピア＝仲間、同僚）。

28 民生委員・児童委員：民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

29 地区社会福祉協議会：地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織。

(1) 障がいに対する理解促進

地域に「障がい」に関する理解を深めてもらうため、出前講座の活用や精神障がいに対する理解の周知を図る講演会の開催、12月の障がい者週間を中心とした展示やイベントによる啓発・広報活動による取り組みを進めます。

引き続き、「障がい」への理解が深まる取り組みを推進していき、地域住民と障がいのある人の交流事業や特別支援学校と小・中学校の交流・共同学習等、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

① 啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 障害者週間 ³⁰ キャンペーンの実施（障害保健福祉課）	障害者週間（12月3～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベントの開催等を行い、広く市民に対して障がいについての正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。
2. 自閉症・発達障害の啓発（子育て支援課） 新規	世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）にポスターの掲示や発達障がいがある方の作品展等にて広く市民に対して啓発事業を行います。
3. 出前講座の開催（障害保健福祉課、精神保健福祉センター、福祉総務課、社会福祉協議会）	障がい福祉の現状や制度を説明する講座や障がいのある人に対する理解を深める体験講座等を開催します。
4. ふれあい広場等の開催（福祉総務課、社会福祉協議会）	市内各地でふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。

30 障害者週間：12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

取り組み	内容
	<p>5. ふれあい交流事業の実施（福祉総務課、社会福祉協議会）</p> <p>障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。</p>
	<p>6. 補助犬ふれあい教室の開催（障害保健福祉課）</p> <p>補助犬ふれあい教室を開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚に障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。</p>
	<p>7. 心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施（障害保健福祉課）</p> <p>「障害者週間」の取り組みの一環として、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国との共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。</p>
	<p>8. こころの健康づくり講演会の開催（精神保健福祉センター）</p> <p>精神疾患、精神障がいに対する理解を深めるため、広く市民への啓発事業を行います。</p>
	<p>9. 身体障害者用駐車場の適正な利用に向けた啓発（環境政策課、障害保健福祉課）</p> <p>市民マナー条例（浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例）に基づき、身体障害者用駐車場の適正利用に向け、障害者週間等のイベント開催時に街頭で周知します。</p>
	<p>10. 広報紙等による啓発広報（広聴広報課）</p> <p>障がいのある人に対する広報活動や活動紹介等を行うことで、障がいに対する理解を深めます。</p>
	<p>11. 手話体験講座（初心者向け手話講座・親子体験手話講座）の開催（障害保健福祉課）</p> <p>新規 浜松市手話言語の推進に関する条例の施行に伴い、多くの市民に手話への理解の促進、手話の普及を図るための講座を開催します。</p>
	<p>12. はままつ人づくりネットワークセンターによる講座・人材情報の提供（教育総務課）</p> <p>新規 行政・企業・大学・NPO等が協働して構築した、子どもたちのための講座や人材を提供する仕組み「はままつ人づくりネットワークセンター³¹」を通じて、障がいに対する理解を深める講座を学校の教育活動等で実施するよう活用促進を図ります。</p>
	<p>13. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課）</p> <p>新規 障がいのある人の雇用拡大のため、障がい者雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がい者雇用の理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。</p>
	<p>14. 特性の違いを超えたスポーツ交流事業の実施（スポーツ振興課）</p> <p>新規 健常者と障がいのある人が交流できる機会を創出して、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめる交流の場とすることにより、ライフスタイルに応じた生涯スポーツ社会の創出につなげます。</p>
	<p>15. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課）</p> <p>新規 地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。</p>

31 はままつ人づくりネットワークセンター：市民や企業、大学等、行政、NPO等が協働して、未来の浜松を担う人づくりを目指し、子どもたちのための講座等の開発・運営、人材バンク、ホームページの開設・運用を行っていく組織。

② 人権意識の向上

取り組み	内 容
1. 人権だよりの発行（福祉総務課(人権啓発センター)）	市職員が人権に関する季刊誌を編集・発行し、全職員の人権意識の啓発・高揚を図ります。また、人権啓発用に関係機関に配布します。
2. 人権教育の推進（福祉総務課(人権啓発センター)）	幼稚園、小中学校の PTA を対象にした地域ふれあい講座、市職員と教職員を対象にした人権教育指導者研修会を開催し、人権意識の高揚を図ります。
3. 人権啓発イベント（講演会）の開催（福祉総務課(人権啓発センター)）	広く一般市民を対象に、人権に対する正しい理解と認識を深めることを目的に、クリエイト夏まつりにおける人権啓発イベント及び人権週間（12月4日～10日）に人権フェスティバルを開催します。
4. 浜松人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施（福祉総務課(人権啓発センター)）	磐田市、湖西市、浜松人権擁護員協議会、静岡地方法務局浜松支局と連携し、 <u>人権の花運動</u> ³² や小学生人権書道・ポスターコンテストを実施します。
5. 小中学校における人権教育の推進（指導課）	各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。
6. 人権啓発用絵本の作成（福祉総務課(人権啓発センター)）	幼児期からの人権啓発教育を推進するため、人権とは何かを簡単明瞭に分かりやすく問いかけ、考えさせる内容の絵本を作成し、幼稚園、保育園、小学校等へ配付します。

③ 福祉教育の推進

取り組み	内 容
1. 共生・共育の推進（指導課（教育総合支援センター））	共生・共育推進事業により特別支援学校と指定した小・中学校で交流及び共同学習を行います。また、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小・中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。
2. 福祉体験学習事業の実施（指導課）	市立小・中学校において、主に総合的学習の時間を活用し、福祉体験学習を積極的に実施します。
3. 小中学校における人権教育の推進（指導課）	【再掲** 各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。 ページ】

32 人権の花運動：ひまわりの花の栽培を通じてやさしさと思いやりの心を育む人権啓発運動。

(2) 人材育成と活動支援

人材の育成の一環として、各種奉仕員養成をはじめとする養成講座やボランティア活動への支援等を実施しています。

また、研修会の開催等によりボランティア活動に関心のある人が参加しやすい環境をつくり、併せて団体活動の支援等を行います。

① ボランティアの育成と活動支援

取り組み	内容
1. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館（城北図書館））	視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。
2. 精神保健福祉ボランティアの育成と活動支援（精神保健福祉センター）	精神疾患や精神障がいのある人に対する理解者を増やし、地域で生活する精神障がいのある人への支援協力者となる精神保健福祉ボランティアの育成、コーディネートを行います。
3. 地域スポーツ指導者の養成（スポーツ振興課）	障がい者スポーツの指導者を多く養成し、スポーツを通じて社会参加の促進を図ります。
4. ボランティアの育成と活動支援（福祉総務課、社会福祉協議会）	ボランティア育成のための研修会を行うとともに、ボランティア活動の利便を図るため、会議室、作業室や印刷機、録音機材等活動機材の提供を行います。
5. ボランティア活動のコーディネート（福祉総務課、社会福祉協議会）	様々なボランティア活動を紹介し、ボランティア活動をしたい人の相談に応じています。
6. ボランティア団体の活動支援（福祉総務課、社会福祉協議会）	誰もが気軽に交流できる、身近なふれあいの集いづくりを進めるボランティア団体の活動を支援します。また、ボランティア団体等に対し、福祉事業への助成金を交付し、活動支援を行います。

② ピアサポートの推進

取り組み	内容
1. 障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。
2. 障がい者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。
3. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び組織育成（精神保健福祉センター）	市内にある精神保健福祉に関係する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。

③ 地域福祉活動との連携

取り組み	内容
1. 地区社会福祉協議会の活動支援（福祉総務課、社会福祉協議会）	地域における生活上の身近な課題の解決に取り組んでいる地区社会福祉協議会に対する支援により、住民主体による地域福祉活動を推進します。また、同会を中心とした地域ボランティアグループ相互の連携強化や交流の活性化を目的とした地域ボランティアコーナーの設置を推進します。
2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課、社会福祉協議会）	【再掲** ページ】 市内各地でふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。

④ 公共サービス従事者等の育成

取り組み	内容
1. 障がいを理解するための職員研修の実施（人事課）	障がいのある人の人権やユニバーサルデザインの知識の醸成を図るため、新規採用職員に対して人権、ユニバーサルデザインについて学ぶ研修を実施します。
2. 障がい福祉担当職員（障害者更生相談所）	区役所の障がい福祉担当新規配属職員等に対して、身体障害者手帳、療育手帳、補装具等についての研修を行います。

取り組み	内容
	3. 精神障がいを理解するための研修会の開催（精神保健福祉センター） 精神障がいのある人に接する機会のある行政職員及び関係施設職員に対し、精神障がいへの理解を深め、質の高いサービスを提供するために研修会を開催します。
新規	4. ユニバーサルサービス（US）研修の実施（ユニバーサル社会・男女共同参画推進課） お客様と接する機会が多い窓口担当職員等を対象に、高齢者や障がいのある人等様々なサポートが必要な人への配慮や、サービス提供の方法を学びます。
新規	5. 障がい者差別解消に向けた職員研修の実施（障害保健福祉課） 障害者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修を行います。

2 生活支援

基本方針

尊厳ある自己決定による地域での暮らしを前提とし、個々のニーズや実態に応じた適切な支援の提供を行います。

施策

(1) 差別の解消・権利擁護の推進

(2) 相談支援体制の充実

(3) 地域生活への移行の促進

(4) 地域生活支援の充実

(5) 経済的な支援

基本施策

① 差別解消の推進

② 成年後見制度等の利用支援

③ 虐待の防止

① 総合的な相談支援の充実

② ケアマネジメントの推進

③ 各種相談の実施

① 地域生活への移行の促進

① 障害福祉サービスの充実

② ニーズに応じた支援の実施

① 手当等による金銭的な支援

② 助成制度による負担軽減の実施

【現状と課題】

- 実態調査では「嫌な思いや配慮に欠けると思った対応の経験」がある人は約 25%おり、差別解消について更なる周知が必要です。
- 成年後見制度の利用について、より一層の制度の周知を行い、利用の促進を図る必要があります。
- 現在、相談の内容は多岐にわたるとともに、その数も増加しており、支援体制の強化が必要です。障がいのある人がどこに相談すればよいのか分からない、また、相談してもすぐに対応出来ない状況があります。入所施設や精神科病院から地域生活へ戻る場合や地域と繋がれない崩壊家庭等に対しては、相談支援専門員による訪問支援が重要となるため、窓口の周知や人材育成を含めた相談支援体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 障がいのある人の高齢化に伴い、親亡き後の支援等、将来への不安を感じている人が多く、不安を払拭できるような支援体制が必要です。必要な時に自立の支援や適切なサービスの提供が受けられるよう、福祉サービス事業所の連携・協力による包括的なサポートを可能にする体制が必要です。
- 福祉サービスに対するニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じたきめ細かな支援、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

(1) 差別の解消・権利擁護の推進

障がいを理由とした不当な差別や虐待の防止を図り、障がいのある人の権利・利益を保護するため、障害福祉サービス等事業担当者を対象にした研修会の開催や、関係者を含め広く一般を対象にした講演会を開催し、普及啓発を行います。また、成年後見制度については、関係者の協議・検討により利用を促進します。

① 差別解消の推進

取り組み	内容
新規	1. 障害者差別解消支援地域協議会の開催（障害保健福祉課） 障害者差別解消法に基づき、地域における障がいのある人への差別に関する相談等について、情報を共有し、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を運営します。
【再掲** ページ】	2. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課） 地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。

② 成年後見制度等の利用支援

取り組み	内容
1. 成年後見制度の利用支援（障害保健福祉課）	成年後見制度について、申請可能な親族がいない人を対象に市長が申請を行います。また、補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる人に制度利用に要する経費を助成します。
2. 日常生活自立支援事業の実施（福祉総務課、社会福祉協議会）	知的障がいや精神障がい等により日常生活に不安のある人が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

③ 虐待の防止

取り組み	内容
1. 虐待防止のための連携協力体制の整備（障害保健福祉課）	障がいのある人への虐待の予防、早期発見に関する虐待防止ネットワークの連携及び地域における関係機関等との協力体制の推進を図ります。
2. 一時保護のための居室の確保（障害保健福祉課）	障がいのある人への虐待に迅速に対応するため、障害者支援施設等に依頼し、虐待を受けた障がいのある人の緊急受入れのための居室を確保します。
3. 複合性に配慮した虐待防止のための普及啓発活動（障害保健福祉課）	障害者虐待防止法の理解促進のため、リーフレットの配布や講演会を開催し、普及啓発を行います。また、研修会や講演会を通じて、女性や高齢者等、複合的困難を抱える障がいのある人への虐待の防止及び権利擁護を図ります。
4. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課） 新規	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。

(2) 相談支援体制の充実

地域生活を支えるためには、支援を必要としている人を適切な支援へとつなげる相談支援の役割が重要です。

制度を知らない人や相談へ行けない人を適切な相談窓口へとつなぐため、地域でピアサポートを行う障がい者相談員や、地域福祉活動を担う民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）³³等、社会福祉協議会との協力・連携のもと、見守りを含めた支援体制を整備します。

個別の相談に対しては、支援を必要とする人の視点に立ち、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスを組み合わせる包括的な相談支援（ケアマネジメント）を提供します。さらに、身近な地域での相談支援を円滑に実施できるよう、基幹相談支援事業所による相談支援事業者のバックアップや人材育成を行います。

また、全市的に取り組む必要のある課題の解決や地域のニーズに応じた施策を検討していくため、区役所と障害者相談支援事業所を中心とした福祉、保健、医療、教育、労働、地域等の関係者からなる浜松市障がい者自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

① 総合的な相談支援の充実

取り組み	内容
1. 基幹相談支援事業所の設置（障害保健福祉課） 新規	困難ケースへの対応及び地域の相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等を行います。
2. 障害者相談支援事業所の運営（障害保健福祉課）	障がいのある人等の様々な相談に応じ、情報提供、助言、その他サービス利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行います。
3. 障がい者自立支援協議会の運営（障害保健福祉課）	障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、市に障がい者自立支援協議会を、区に障がい者自立支援連絡会を設置します。また、障がい者自立支援協議会の活動を市ホームページに掲載します。
4. 障がい者自立支援協議会における専門部会の運営（障害保健福祉課） 新規	障がい者自立支援協議会の中に、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会を設置し、さらに専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を設置します。
5. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課） 新規	発達障がいのある人の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

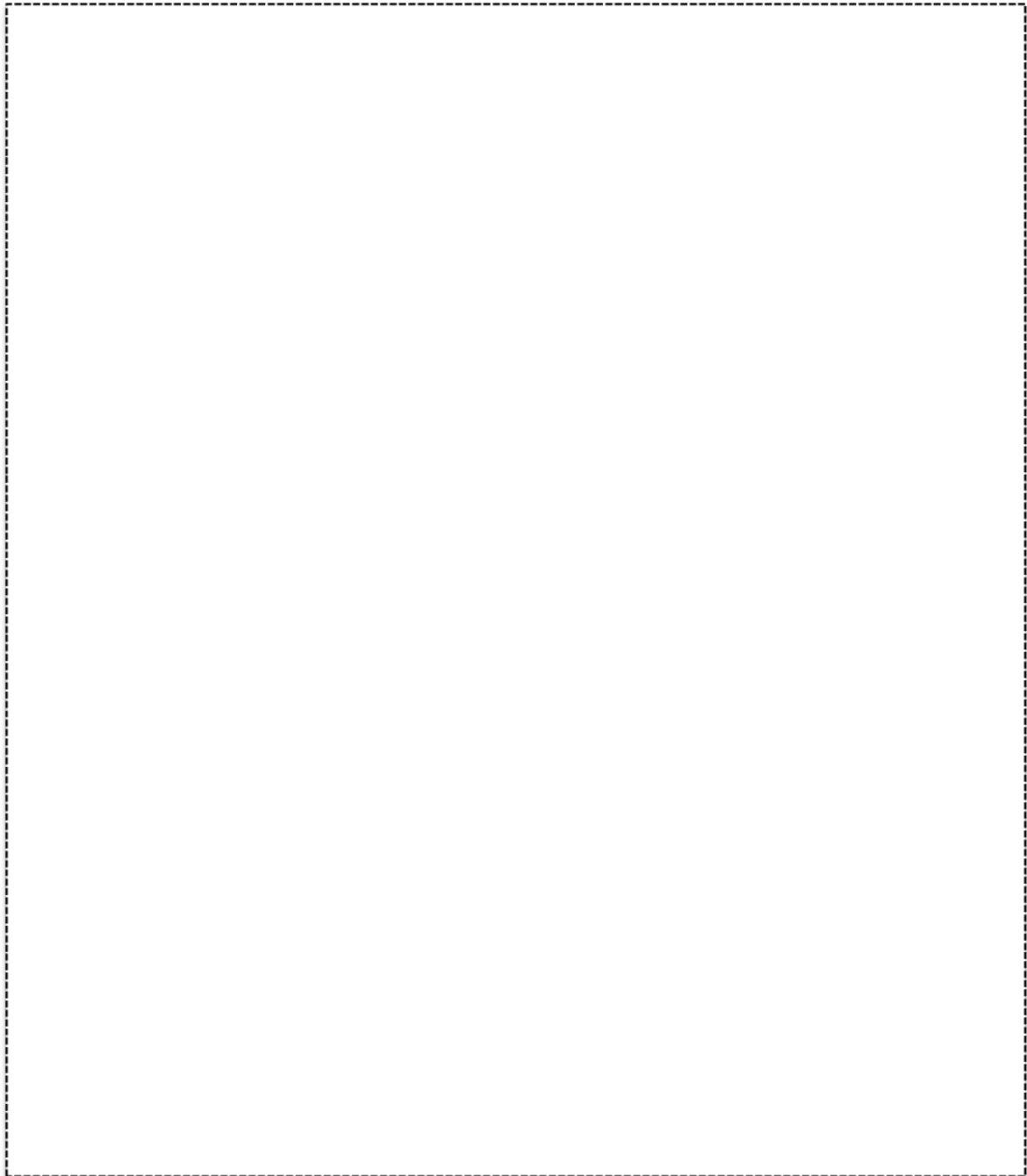
33 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域において高齢者や障がいのある人等の相談支援や、専門機関や行政とを結びつける援助を行う者。

取り組み	内容
------	----

6. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業の実施

新規 地域における見守り・発見・つなぎの役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを各区に配置することで、地域福祉力³⁴の向上を図ります。

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業のイメージ】



34 地域福祉力：地域の様々な福祉課題について行政、専門職及び地域住民の協働により解決する力。

② ケアマネジメントの推進

取り組み	内容
1. 利用計画の作成（障害保健福祉課）	障害福祉サービスや児童福祉法に規定する障害児通所支援を利用するにあたって必要となるサービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成し、定期的にその利用状況を検証し、包括的な支援をします。
2. 相談支援事業所相談員等の研修の実施（障害保健福祉課）	より質の高いケアマネジメントを提供するため、サービス等利用計画を策定する相談支援事業所の相談員その他関係機関の職員を対象とした研修を実施します。

③ 各種相談の実施

取り組み	内容
1. 障がい者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	【再掲**（ページ）】障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。
2. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課）	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。
3. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	新規 中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神に障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。
4. 発達障がい（疑い）者の相談窓口の充実（子育て支援課）	身近な区役所等で発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）	発達相談支援センター「ルピロ」（発達障害者支援センター）において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供を行います。また、発達障がいの啓発事業や研修会を実施します。
6. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ポルトガル語によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳、出張相談、通訳者の養成、講習会の開催等を行います。
7. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）	特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、がん患者の家族・遺族等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。
8. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ひきこもりサポートセンターを設置し、必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。

取り組み	内容
9. 難病相談の実施（健康増進課）	難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。
10. 就学相談の実施（指導課（教育総合支援センター））	特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。
11. 就労相談の実施（障害保健福祉課）	就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。
12. 障がい者向け出張相談の実施（障害者更生相談所）	障害者施設等への入所者（通所者）や補装具の使用者で心身に障がいのある人に対して、出張による医学的、心理学的及び職能的判定等の総合相談を行い、社会的更生の支援を行います。
13. 総合相談事業の実施（福祉総務課、社会福祉協議会）	ボランティア相談、福祉なんでも相談を行います。
14. 民生委員・児童委員による相談の実施（福祉総務課）	市内53地区の単位で地区民生委員児童委員協議会を組織し、障がいのある人等からの相談に応じ必要な援助を行うことにより、福祉のまちづくりを推進します。

（3）地域生活への移行の促進

施設入所や精神科病院への入院の多くは、本人の自己決定と自己選択によるものではなく、“入所や入院が必要である”という家族や行政を含めた支援者の保護的な考え方が優先されてきました。

地域生活への移行の促進にあたり、入所又は入院していた人は、社会経験の乏しさや障がいの程度から、自己決定と自己選択が難しい場合もあります。地域でも安心した生活を送ることができることを理解し、地域で生活していく意欲を持てるよう、入所施設や精神科病院、障害者相談支援事業所と連携した支援により、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を推進します。

また、本人やその家族が地域での生活に不安を抱えていることが多いため、自宅やアパート等での暮らしを支える訪問系サービスを充実するとともに、住まいの場の一つとなるグループホーム等と地域生活の拠点となる通所施設を計画的に整備し、安心して地域で暮らすことができる環境づくりを進めます。

入所施設や精神科病院は、地域生活支援の拠点、専門的な機能を持ったセーフティネットとして位置付け、地域生活への移行に向けた継続的な支援や移行後のフォローアップ、在宅を支えるサービスの充実等、機能強化を図ります。

① 地域生活への移行の促進

取り組み	内容
1. 地域移行支援の実施（障害保健福祉課）	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を希望する人に対して、住居の確保等、必要な支援を行います。
2. 地域定着支援の実施（障害保健福祉課）	居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。
3. 自立生活援助の実施（障害保健福祉課）	新規 入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に対し、定期的な巡回訪問等により地域生活の支援を行います。
4. グループホーム等の体験利用の推進（障害保健福祉課）	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を推進するため、グループホーム等の体験利用を推進します。
5. 障害福祉サービスの提供（障害保健福祉課）	家庭等で支援を受けるホームヘルプ等の訪問系サービスや昼間に施設等で利用できる日中活動系サービス、入所施設やグループホーム等で夜間に支援を受ける居住系サービス等の障害福祉サービスを提供します。
6. グループホームの整備（障害保健福祉課）	入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームを計画的に整備します。
7. 救護施設 ³⁵ における地域移行支援の実施（福祉総務課）	救護施設の入所者に対して、居宅に近い環境で生活訓練を行う救護施設居宅生活訓練事業を行います。また、退所者等に対して、通所施設訓練や訪問指導を行う保護施設通所事業を行います。

35 救護施設：身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて日常生活をおくることが困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護施設。「生活保護法」第38条第1項1号に定む。

(4) 地域生活支援の充実

在宅支援の中心となる訪問系サービスや昼間の活動や働く場となる日中活動系サービス、住む場所となる居住系サービス等の障害福祉サービスを中心に、移動のための支援や福祉用具の利用支援等の地域生活支援事業等による総合的なサポート体制の整備は、住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすための必須条件です。

障がいのある人の家族の多くは、将来が見えづらい不安感の中、ライフステージが変わる度に様々な課題と対峙しながら生活をし、避けることのできない、いわゆる“親亡き後”に対する不安を抱えています。

また、重複障がい、強度行動障がい、重度の障がいのある人や日常的に医療的ケアを必要とする人等、入所施設における専門的支援が真に必要な人がいるという実情もあります。地域生活への移行を促進すると同時に、必要な人が入所施設を活用し、住み慣れた地域の施設で安心して暮らせることも必要です。

障がいのある人が心身の状況に応じて、地域と施設をスムーズに循環し、必要な支援を受けることのできる地域生活支援体制を整備します。

① 障害福祉サービスの充実

取り組み	内容
新規	1. 地域生活支援拠点等（面的整備）による地域で支えるサービス提供体制の構築（障害保健福祉課） 障がいのある人の高齢化や重度化等への対応、さらに「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らせるよう、生活を地域で支えるサービス提供体制を構築します。
【再掲**ページ】	2. 障害福祉サービスの提供（障害保健福祉課） 【再掲** ページ】 家庭等で支援を受けるホームヘルプ等の訪問系サービスや昼間に施設等で利用できる日中活動系サービス、入所施設やグループホーム等で夜間に支援を受ける居住系サービス等の障害福祉サービスを提供します。
【再掲**ページ】	3. グループホームの整備（障害保健福祉課） 【再掲** ページ】 入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの計画的な整備を行います。
【再掲**ページ】	4. 発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営（障害保健福祉課） 【再掲** ページ】 障がい福祉の拠点である発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」において、専門的な療育や日中活動の場の提供、相談支援等を包括的に行います。
新規 【調整中】	5. 共生型サービスの導入の検討（障害保健福祉課、介護保険課） 同一の事業所で障がいのある人や高齢者が共にサービスを利用することができる「共生型サービス」の導入を検討します。

② ニーズに応じた支援の実施

取り組み	内容
1. 地域活動支援センター事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人を日常的に介護している家族の負担軽減のため、障害福祉サービス事業所等において、日帰りによる支援を行います。
3. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。
4. 補装具費支給事業の実施（障害保健福祉課）	障がいにより失われた機能を補い、日常生活を円滑に行うため、補装具の製作費、修理費を支給します。
5. 日常生活用具給付事業の実施（障害保健福祉課）	日常生活がより円滑に行われるための用具費を給付します。
6. 施設利用入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体に障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、施設の特設浴槽を利用した入浴サービスを行います。
7. 移動入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体に障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅での入浴サービスを行います。
8. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）	聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
9. 配食サービス事業の実施（障害保健福祉課）	ひとり暮らしで、身体に重度障がいのある人等に対して、食生活の改善を行うとともに、利用者の安否の確認等を図ることを目的に自宅への食事の配達を行います。
10. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）	在宅の2才以上の重度障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。
11. 介護保険サービスの提供（介護保険課）	介護認定を受けた人について、ケアプランに基づき、在宅を中心に各種介護保険サービスを提供します。

(5) 経済的な支援

障がいのある人とその家庭に対する所得保障は、経済的な自立を図るうえで重要な役割を果たします。

国による年金制度及び手当の給付を中心に医療費の助成等、経済的な支援を行います。

① 手当等による金銭的な支援

取り組み	内容
1. 各種手当の給付（障害保健福祉課）	障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、浜松市重度心身障害児扶養手当）を給付します。
2. 介護者慰労金の給付（障害保健福祉課）	在宅の重度障がいのある人の介護を行っている介護者に慰労金を支給します。
3. 心身障害者扶養共済制度の実施（障害保健福祉課）	心身障害者扶養共済制度の実施により、保護者が亡くなった場合等に障がいのある人に終身年金を支給します。
4. 生活福祉資金の貸付け（福祉総務課、社会福祉協議会）	低所得者世帯に対し、経済的な自立を助長し安定した生活を送れるよう、一時的に必要な資金の貸付けを行います。

② 助成制度による負担軽減の実施

取り組み	内容
1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）	障がいのある人の社会参加等を支援するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。
2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）	身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。
3. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）	身体に障がいのある人の自立更生を助けるため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。
4. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）	【再掲** 在宅の2才以上の重度障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。

3 保健・医療

基本方針

疾病・障がいに関する知識の普及・啓発を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。

施策

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

(2) 精神保健福祉の推進

基本施策

- ① 障がいの早期発見
 - ② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等
 - ③ 医療費の助成
-
- ① 精神保健福祉の推進
 - ② 精神科救急システムの整備
 - ③ こころの健康対策の充実

【現状と課題】

- 実態調査の結果、回答者の7割以上が定期的に医療機関を受診しており、引き続き医療費の負担軽減が必要です。
- 医療的ケアや家庭の問題等特別な配慮が必要な子ども及び家族に対する支援体制の整備が必要です。
- こころの健康が保てず、精神疾患にかかったり、社会生活への適応に困難を生じている人が増加しており、早期の対応とともに、家族も含めた支援が必要です。
- 精神障がいのある人に対する医療は、病状の改善等、精神的健康の保持増進を目的とすることを認識するとともに、精神障がいのある人の人権を尊重し、地域生活に向けた適切な支援に十分配慮する必要があります。

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

保健・医療やリハビリテーション³⁶の充実は、障がいの軽減や重度化・重複化、二次障がいの防止を図り、障がいのある人の自立を促進するためには不可欠です。適切な支援が受けられるよう、必要な配慮や医療費の助成を行います。

また、重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な人が、心身の状況に応じた適切な医療、保健、福祉、教育その他の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連絡調整を行うための体制を整備します。

① 障がいの早期発見

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）	各健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）の受診率の向上及び未受診者対策により障がいの早期発見を進めるとともに、健康診査後の要フォロー児に対する保健指導の充実に努めます。
2. 就学時健診の実施（健康安全課）	就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし保健指導の充実に努めます。
4. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課）	「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、子どもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。

② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等

取り組み	内容
1. 重症心身障害児（者）支援に関する協議の場の設置（障害保健福祉課） 新規	重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な人及びその家族が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、継続的に意見交換や情報提供を図る協議の場を設置します。
2. 障がい者（児）歯科診療（浜松医療センター）の実施（病院管理課）	浜松医療センター歯科口腔外科において、歯科治療が困難な障がいのある人へ歯科診療を提供します。

36 リハビリテーション：障がいや病気、怪我及び老化現象等、様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、その障がいが元の状態に戻るような訓練を行うこと。

取り組み	内容
	3. 障がい者施設歯科健診の実施（健康増進課（口腔保健医療センター）） 市内の障がい福祉施設に出向き、施設利用者の歯科健診を行います。
	4. 心身障がい者（児）歯科診療の実施（健康増進課（口腔保健医療センター）） 浜松医療センター歯科口腔外科において、歯科治療が困難な障がいのある人へ歯科診療を提供します。
	5. 歯科訪問診査の実施（健康増進課（口腔保健医療センター）） 在宅療養者を対象に歯科医師が家庭を訪問して、検診・保健指導を実施します。
新規	6. 浜松市障がい者歯科保健医療システムの推進（健康増進課（口腔保健医療センター）） 障がいのある人が安心して、身近な歯科医療機関で診療が受けられるよう「浜松市障がい者歯科保健医療システム」を整備します。
【再掲**ページ】	7. 難病相談の実施（健康増進課） 難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。
	8. 地域リハビリテーションミニ講座（相談）の開催（障害者更生相談所） 専門的な知識を有する理学療法士が、地域で膝や腰等の痛みを抱える人やその家族を対象に、痛みや不安に関する相談や知識の習得等、在宅でのセルフケアについてサポートします。

③ 医療費の助成

取り組み	内容
	1. 自立支援医療の給付（障害保健福祉課、健康増進課） 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付します。（更生医療、精神通院医療、育成医療）
	2. 重度障害児者医療費助成（障害保健福祉課） 重度の障がいがある人の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。
	3. 未熟児養育医療の給付（健康増進課） 身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児で指定の医療機関に入院した場合に医療の給付を行います。
新規	4. 小児慢性特定疾病医療の給付（健康増進課） 国の定める小児慢性特定疾病の患者（18歳未満の方）に対して、該当疾病の治療に係る医療の給付を行います。
新規	5. 難病患者に対する医療費助成（健康増進課） 指定難病（原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病）の患者に対して、指定難病の治療に係る医療の給付を行います。
	6. 精神障害者入院医療費助成（障害保健福祉課） 精神障がい者で精神科に入院した人の療養を促進し、本人の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。

(2) 精神保健福祉の推進

こころの健康が保てず、精神疾患にかかったり、社会生活への適応に困難を生じている人が増加しています。また、高次脳機能障がい、依存症、発達障がいについては、依然として認知度が低い状況です。

障がいの理解と適切な相談対応を行うとともに、こころの健康が保てるよう専門的な支援を行います。

また、精神保健福祉は“入院医療中心から地域生活中心へ”という施策の転換に対応していくため、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進めます。

① 精神保健福祉の推進

取り組み	内容
新規	1. 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築（障害保健福祉課） 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。
新規	2. 精神障害者支援地域協議会の設置及び運営（障害保健福祉課） 措置入院者が退院後に継続的な支援を受けられるよう、精神科医療の役割を含めた精神障がいのある人への支援体制に関して、関係機関等と協議するとともに、退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整を行います。
【再掲** ページ】	3. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課） 【再掲** 精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。】
【再掲** ページ】	4. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター） 【再掲** 中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神に障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。】
	5. 各種家族教室の開催（障害保健福祉課、精神保健福祉センター） 精神障がい等のある人の家族のための教室（統合失調症、ひきこもり、うつ病、摂食障がい）を開催します。医師等による講話や社会復帰に向けた情報提供やグループワークを行います。
【再掲** ページ】	6. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び組織育成（精神保健福祉センター） 【再掲** 市内にある精神保健福祉に関係する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。】
【再掲** ページ】	7. 精神障がい者入院医療費助成（障害保健福祉課） 【再掲** 精神障がい者で精神科に入院した人の療養を促進し、本人の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。】

② 精神科救急システムの整備

取り組み	内容
1. 精神科救急システムの整備（障害保健福祉課）	精神疾患の急激な発症や症状の悪化の際に、かかりつけの医療機関に連絡がつかない場合や行政に相談できない場合等、早急に医療を必要とする人に対する受診等の相談を行います。

③ こころの健康対策の充実

取り組み	内容
1. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）	【再掲** 特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、がん患者の家族・遺族ページ）等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。
2. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	【再掲** ひきこもりサポートセンターを設置し、必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
3. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	【再掲** ポルトガル語によるメンタルヘルス相談窓口において、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳、出張相談、通訳者の養成、講習会開催等を行います。

4 生活環境

基本方針

暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。

施策

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 防災対策の推進

基本施策

- ① 公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進
- ② 公共交通の利便性の向上
- ① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進
- ② 災害時支援体制の整備
- ③ 障がい特性に応じた配慮の充実

【現状と課題】

- 障がいのある人が地域で生活するにあたり、安心して利用できる施設等のより一層の整備により、自立と社会参加のしやすい生活環境の整備を進める必要があります。
- 公共交通機関のサービスの向上により、障がいのある人が移動しやすい環境の整備が必要です。
- 東日本大震災以降、防災に対する意識が高まっています。また、実態調査の結果、災害発生時に一人で避難できないと回答した割合が40.5%であり、避難支援が必要です。
- 普段からの防災対策や地域での訓練、発災時の避難方法や避難所での障がいの特性に配慮した支援や理解等、防災対策の充実が必要です。

(1) 福祉のまちづくりの推進

本市では公共の施設について、「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン化推進計画」に基づきユニバーサルデザイン化を進めており、施設の新増築・改築、改修時に、スロープ・手すり・多目的トイレ・エレベーター等ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行っています。今後も主に高齢者や障がいのある人、車いすを利用する人、子育てをしている人が多く利用する公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進していきます。

① 公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進

取り組み	内容
1. 公共建築物等のユニバーサルデザイン化の推進（公共建築課、教育施設課、幼児教育・保育課、スポーツ振興課、住宅課）	だれもが利用したくなる施設づくりを目指して、公共建築物のユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

② 公共交通の利便性の向上

取り組み	内容
1. 主要な駅前広場等のユニバーサルデザイン化（道路企画課、実施主体は交通事業者）	公共交通ネットワークを形成する交通結節点の内、主要な駅前広場においては、電車、バス、タクシー、自転車等の様々な交通手段への乗り換えやすさを向上します。 ・天竜川駅北口及び南口駅前広場

(2) 防災対策の推進

災害発生時に情報弱者・移動弱者となりやすい障がいのある人については、特段の配慮と平時からの備えが必要です。安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでなく、地域の人や NPO 等とも協力しながら対応していくことが必要です。

本市では防災対策については、避難行動計画を全世帯に配布するとともに、災害時避難行動要支援者支援に関する防災講座を実施し、防災意識の向上を図っていきます。

① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 災害時における自助、共助、公助の啓発（危機管理課）	災害時要配慮者の命を守るためには行政だけでなく、要配慮者、家族、地域、支援団体等がそれぞれできることを行い、協力していくことが必要です。家屋の耐震化、家具の転倒防止、水や食料の備蓄等の事前の備えや、平時における隣近所との顔の見える交流の重要性を出前講座やホームページ等で啓発します。
2. 火災予防の広報（予防課）	民間防火協力団体である浜松市防災協会を通じて、火災予防に関する広報を行います。
3. 防火管理指導の実施（予防課）	予防査察を通して、火の怖さや取扱い等の火災予防に関する知識の向上を図るとともに、自主防火管理について指導します。

② 災害時支援体制の整備

取り組み	内容
1. 福祉避難所の受け入れ体制の構築（障害保健福祉課） 新規	一般の避難所（市立小・中学校等）で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と災害時避難行動要支援者の受け入れに関する協定を締結し、緊急時の受け入れ体制の構築、マニュアルの見直しを行います。
2. 災害時避難行動要支援者への支援（障害保健福祉課）	災害時避難行動要支援者である障がいのある人の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するとともに、災害時避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。
3. 防災訓練の共同実施（障害保健福祉課） 新規	災害時に障がいのある人が安心して避難できるようにするとともに、支援者が適切な支援や配慮ができるよう防災訓練を福祉施設と共同で実施します。

取り組み	内容
	<p>4. 重症心身障害児（者）支援に関する協議の場の設置（障害保健福祉課）</p> <p>【再掲** ページ】 重症心身障害児（者）医療的ケアが必要な人及びその家族が、必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、継続的に意見交換や情報提供を図る協議の場を設置します。</p>

③ 障がい特性に応じた配慮の充実

取り組み	内容
1. メール 119 システムの運用（情報指令課）	<p>聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による 119 番通報が困難な人からのメールを活用した緊急通報に対応します。</p>
2. 緊急通報ファクシミリ事業の実施（障害保健福祉課）	<p>聴覚や言語機能に障がいのある人の緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報ファクシミリ事業（F ネット事業）を実施します。</p>
3. 緊急通報装置の貸与（障害保健福祉課）	<p>一人暮らしの重度の身体障がいがある人の日常生活の不安感の解消、緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。</p>
4. <u>あんしん情報キット</u> ³⁷ の配布（障害保健福祉課）	<p>日常生活に不安のある障がいのある人の見守り支援として、冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に救助者がスムーズに対応できる「あんしん情報キット」を配布します。</p>

37 あんしん情報キット：かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服薬等の情報が記入されたカードを入れたキット。

5 療育・教育

基本方針

子どもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。

施策

(1) 早期発見・早期療育の推進

(2) 発達支援教育の推進

(3) 放課後等の支援の充実

(4) 卒業後の自立に向けた支援

基本施策

① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行

② 早期療育体制の充実

① 相談・支援の充実

② 教員の専門性の向上

① 放課後等の支援の充実

① 進路教育と進路相談の充実

② 進路先の充実

【現状と課題】

- できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上に期待できることから、早期発見・早期療育の充実が必要です。それと同時に保護者の不安解消に対する支援も重要となります。
- 子どもの成長に伴いかかわる関係機関が変化していきます。関係機関が連携した切れ目のない支援、特に障がいの発見や就学、進学、卒業等の節目に重点的な支援が必要です。
- 教育現場においては、一人ひとりの多様な教育的ニーズに対応するため、発達支援教育コーディネーターを中心とした園内・校内体制の更なる充実や、職員の専門性の向上が必要です。

(1) 早期発見・早期療育の推進

誰でも子育てに不安を感じることがあります。特に子どもの発達に課題があった場合には、不安はより大きなものになります。

子どもは、家庭の中で少しずつ生活スキルや社会のルールを覚え、家族に見守られながら成長していきます。そのため、子どもが健やかに育つために、家庭への支援を充実します。

発達に課題のある子どもに対しては、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、子どもの持てる能力や可能性を伸ばしていくことが大切です。専門的な相談支援と関係機関の相互連携を強化するとともに、早期療育を行う施設の整備や機能の強化を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発達にとって重要であることから、施設の持つ専門的な技術や機能を活用し、地域の幼稚園や保育所等での受け入れを促進します。

① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）	<p>【再掲** ページ】 障がいの早期発見のため、各健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）の受診率の向上及び未受診者対策を進めるとともに、健康診査後の要フォロー児に対する保健指導の充実に努めます。</p>
2. 就学時健診の実施（健康安全課）	<p>【再掲** ページ】 就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。</p>
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）	<p>【再掲** ページ】 発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし、保健指導の充実に努めます。</p>
4. 発達障がい（疑い）者の相談窓口の充実（子育て支援課）	<p>【再掲** ページ】 各区役所において、発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。</p>
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）	<p>【再掲** ページ】 発達相談支援センター「ルピロ」（発達障害者支援センター）において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供を行います。また、発達障がいの啓発事業や研修会を実施します。</p>
6. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課）	<p>【再掲** ページ】 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、子どもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。</p>

取り組み	内容
7. 児童相談の実施（児童相談所）	心身の発達が遅れが心配な子どもや、肢体不自由のある児童の施設入所等の相談を行います。また、知的障がいのある子どもの療育手帳交付に係る障がいの程度を判定します。
8. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課）	【再掲** 発達障害者の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。】
9. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課）	【再掲** 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。】

② 早期療育体制の充実

取り組み	内容
1. 発達支援広場の設置（子育て支援課）	成長がゆっくりであったり、発達に心配があったりする子どもと保護者が安心して育児ができるよう保護者の交流、育児支援の場を整備します。
2. 児童発達支援の実施（障害保健福祉課）	障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
3. 児童発達支援センターの運営（障害保健福祉課）	児童発達支援センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設として専門的な療育を行うとともに、保育所と幼稚園や地域の療育施設への支援、相談支援等を総合的に行います。
4. 保育所等訪問支援の実施（障害保健福祉課）	障がいのある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
5. 保育所等巡回支援の実施（障害保健福祉課）	幼稚園や保育所等からの申請により、児童発達支援センターが園を訪問し、発達に課題があると思われる子どもへの支援方法について、支援を担当する園職員へ助言等を行います。
6. 障がい児保育の推進（幼児教育・保育課）	私立保育所等に対して、入所児童のうち特別児童扶養手当支給対象児童及び障がいがあると市長が認定した児童の保育に要する経費を補助することにより、保育内容の充実と需要に応じた円滑な受け入れ体制を推進します。
7. 保育士の研修（幼児教育・保育課）	幼稚園教諭や保育士等が、障がい児保育についての研修会に参加することにより、障がいの知識を学び、日常生活を支援していきます。
8. 障がい児入所支援の実施（児童相談所）	障がいのある子どもで、家庭での療育が困難な子どもに対し、入所施設において保護又は日常生活の指導等を行います。

(2) 発達支援教育の推進

発達支援教育³⁸の推進にあたり、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、教育環境の整備や学習の場を充実するとともに、発達支援教育コーディネーター³⁹を中心とした全校体制で支援を行います。

① 相談・支援の充実

取り組み	内容
	<p>1. 子育てサポートはまずくファイルの活用（子育て支援課）</p> <p>子育てサポートはまずくファイルの活用により、保護者を含め福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関が子どもの成長に関わる情報を共有することで、一貫した相談や適切な支援の充実を図ります。また、はまずく Q&A サイトを構築し、発達に課題がある子どもについて、気づきにつながるような情報やその対応方法を掲載し、家族や支援者等へ活用を勧めます。</p>
<p>新規</p>	<p>2. サポートかけはしシートを活用した連続性のある療育の推進（障害保健福祉課）</p> <p>児童発達支援事業等による早期療育の成果を就学後に連続して引継ぐ体制及び療育の推進について、障がい者自立支援協議会（子ども専門部会）の提案・協議により作成された「サポートかけはしシート」を活用し、就学する子どもの療育の推進を図ります。</p>
	<p>3. 就学相談の実施（指導課（教育総合支援センター））</p> <p>【再掲** 特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。ページ】</p>
	<p>4. 発達支援教育コーディネーターの配置（指導課（教育総合支援センター））</p> <p>全ての幼稚園、小・中学校で発達支援教育コーディネーターを配置し、発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制をつくり、全校体制で障がいのある子どもの支援をします。</p>

38 発達支援教育： 特定の子どもだけを対象として支援するのではなく、全ての子ども一人ひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援するもの

39 発達支援教育コーディネーター：園内、校内における発達教育の推進役。個別の支援計画や指導計画の作成等、子どもへの最適な支援の方策を提案したり、幼稚園・学校内外の連絡調整を行ったりする教員。

取り組み	内容
5. 学習の場の充実（指導課（教育総合支援センター））	教育上特別な支援を必要とする子どものニーズに応じた教育を推進するため、発達支援学級や通級指導教室等を設置し、支援体制を整えます。
6. <u>キッズサポーター</u> ⁴⁰ 、 <u>スクールヘルパー</u> ⁴¹ の配置（教職員課、幼児教育・保育課）	幼稚園では、障がいのある子どもが在籍する学級にキッズサポーターを配置し、小・中学校では、発達支援学級や個人的支援が必要な子どもが在籍する通常の学級にスクールヘルパーを配置します。
7. <u>発達支援教育指導員</u> ⁴² の配置（教職員課）	発達支援教室における指導が必要な子どもに対して、発達支援教育指導員を配置し、教科学習の充実や学校生活への適応を支援します。
8. 発達支援教育就学奨励費支給事業の実施（教育総務課）	小・中学校の発達支援学級へ就学又は通級指導教室へ通級する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等を援助することにより、経済的な負担の軽減を図ります。
9. 共生・共育の推進（指導課（教育総合支援センター））	【再掲** 共生・共育推進事業により特別支援学校と指定した小・中学校で交流及び共同学習を行います。また、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小・中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。】

② 教員の専門性の向上

取り組み	内容
1. 発達支援教育に関する研修の実施（教育センター）	初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修等の機会を捉えて発達支援教育に関する研修を行うとともに、発達支援教育コーディネーター研修、発達支援教育リーダーフォローアップ研修等による専門的な研修を行い、教員の専門性の向上を図ります。

40 キッズサポーター：幼稚園の主に障がいがある子どもが在籍する学級において、学級担任の指導補助を行う指導員。

41 スクールヘルパー：小・中学校の発達支援学級や個人的支援が必要な子どもが在籍する通常の学級において、日常生活の指導補助を行う指導員。

42 発達支援教育指導員：教員免許を持ち、通常の学級へ通う個別指導が必要な子どもに対して教科学習を中心とした支援を行う指導員。

(3) 放課後等の支援の充実

将来地域での生活が充実するように、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、健全な育成を行っていく必要があります。

支援を必要とする障害のある子どもたちに対して、生活能力の向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行っていきます。

① 放課後等の支援の充実

取り組み	内容
1. 放課後等デイサービスの実施（障害保健福祉課）	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	特別支援学校や発達支援学級の生徒の放課後や長期休暇における預かり支援をします。
3. 放課後児童会への障がいのある子どもの受け入れの推進（教育総務課）	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めるとともに、集団生活が可能な障がいのある子どもの受け入れを行います。

(4) 卒業後の自立に向けた支援

障がいの有無にかかわらず、学校を卒業すれば社会生活が始まります。進路先の選択は誰しも不安なものであり、特に障がいのある人の場合は、その特性や心身の状況により支援や配慮が必要です。

社会生活へ向けた進路教育や相談に応じるとともに、将来のステップアップに向けたキャリア教育⁴³を推進します。

卒業後に福祉サービスの利用を希望する人に対しては、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスが利用できるよう進路相談に応じるとともに、特別支援学校や福祉サービス事業者、障がい者団体等との連携のもと、福祉施設や福祉サービスについて学ぶ機会を提供し、生徒とその保護者の進路選択に対する不安の軽減を図ります。

43 キャリア教育：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。

① 進路教育と進路相談の充実

取り組み	内容
1. キャリア教育の推進（指導課）	<p>中学校で作業学習を取り入れる等、発達段階に応じた子ども一人ひとりの勤労、職業に対する意欲や態度、能力を育てる教育に取り組みます。</p>
2. 特別支援学校生徒の進路相談（障害保健福祉課）	<p>卒業後に福祉サービスの利用を希望する生徒に対して、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスの利用ができるよう進路相談に応じます。</p>
3. 障がい者職場見学会の開催（障害保健福祉課）	<p>浜松市を校区とする特別支援学校の教員及び生徒、保護者を対象に障がい者職業訓練委託先や障がい者雇用企業等の現場見学会・説明会を開催します。</p>

② 進路先の充実

取り組み	内容
1. 障害福祉サービスの提供（障害保健福祉課）	<p>【再掲** 家庭等で支援を受けるホームヘルプ等の訪問系サービスや昼間に施設等で利用できるページ】 日中活動系サービス、入所施設やグループホーム等で夜間に支援を受ける居住系サービス等の障害福祉サービスを提供します。</p>
2. グループホームの整備（障害保健福祉課）	<p>【再掲** 入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームを計画的に整備ページ】 します。</p>

6 雇用・就労

基本方針

一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。

施策

(1) 就労支援と雇用促進

(2) 福祉就労に対する支援

基本施策

① 就労支援の充実

② 雇用促進

① 福祉就労に対する支援

【現状と課題】

- 障がいのある人一人ひとりの個性を踏まえた職業・雇用のマッチング、また対人関係をスムーズにする訓練を行う体制の充実が必要です。
- 障害者雇用促進法の一部改正に伴い、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が含まれるため、雇用の拡大に向け、企業の障がいに対する理解を深めることが必要です。
- 地域での自立した生活には収入の基盤づくりが重要であることから、就労継続支援事業所等における福祉就労について、適切な工賃の確保が必要です。また、障害者優先調達を市が率先して進めることで、工賃水準の向上に結びつける必要があります。

(1) 就労支援と雇用促進

自立支援の観点からも、就労は地域での生活を支える大きな柱となります。

障がいのある人の就労意欲が高まっている中で、障がいの特性やニーズに応じた適切な就労支援を実施するとともに、障がいのある人の就労に対する理解促進を図り、働くことができる職域や職場を広げていけるよう雇用促進の働きかけを行います。

障がいのある人の就労支援と雇用促進の両面から取り組むために、関係機関との連携を図ります。

① 就労支援の充実

取り組み	内容
1. 就労相談の実施（障害保健福祉課） 【再掲** 就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。 ページ】	
2. 障害者就労支援事業の実施（産業総務課）	障がいの程度や適性に合った就労に関する総合的な相談・支援事業を実施します。
3. ジョブサポートセンター事業の実施（産業総務課） 新規	市が実施する障がいのある人への生活支援とハローワークが実施する職業相談、職業紹介を一体的に実施し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。
4. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課） 【再掲** 障がいのある人の雇用拡大のため、障がい者雇用を実施・検討している企業に継続的な ページ】	支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がい者雇用の理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。
5. 障がい者職場見学会の開催（障害保健福祉課） 【再掲** 浜松市を校区とする特別支援学校の教員及び生徒、保護者を対象に障がい者職業訓練委 ページ】	託先や障がい者雇用企業等の現場見学会・説明会を開催します。
6. 障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成（障害保健福祉課）	障がいのある人とその家族向け及び企業向けのパンフレットを作成し、障がいのある人へ就労に関する情報を提供するとともに、企業の障がいのある人の就労に対する理解を深めます。
7. 就労定着支援の実施（障害保健福祉課） 新規	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

② 雇用促進

取り組み	内容
1. 障害者雇用支援セミナーの開催（障害保健福祉課）	地域全体で障がい者雇用の促進を図るため、ハローワーク浜松と共催で障害者雇用支援セミナーを開催します。
2. ユニバーサル農業の推進（農業水産課）	農業者、福祉・雇用の有識者、行政の関係部署が連携し、障がいのある人の農業参画機会の創出、支援体制の構築を図ります。
3. 障がいのある人の市職員・市教員への採用（人事課、教職員課）	障がいのある人の雇用促進を図るため、障がいのある人を対象とした職員採用試験、職員選考、教員選考試験を実施します。

取り組み	内容
	<p>4. 入札参加資格審査における障がい者雇用への配慮（調達課）</p> <p>浜松市内に本店を置く業者で、建設工事に登録を希望する場合は、入札参加格付の決定において障がい者雇用（法定雇用率）の達成状況を加味します。</p>

（2）福祉就労に対する支援

障がい福祉施設では、それぞれの地域性や事業所の特色を活かしながら、様々な自主製品の製造や企業の下請け作業を通じ、福祉就労の場を提供しています。

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえでは、収入の基盤づくりが重要であることから、工賃向上に向けた取り組みを推進します。

① 福祉就労に対する支援

取り組み	内容
1. 官公需の発注促進（障害保健福祉課）	<p>就労支援施設等へ受注機会を増やすため、市の発注する物品や役務の調達に関する調達方針（障害者優先調達方針）を定めるとともに、実績の概要を公表します。</p>
2. 市庁舎内での授産製品展示・販売所の設置（障害保健福祉課）	<p>静岡県作業所連合会・わ浜松地区会による授産製品展示・販売所「チャレンジドショップわ」の市庁舎での販売継続支援を行います。また、中央図書館内に開設された販売所での障害者就労事業所の出店を支援します。</p>
3. 作業所名鑑の作成（障害保健福祉課）	<p>就労支援施設を紹介する冊子を作成し、物品の発注や役務の提供等、工賃の向上を図ります。</p>

7 情報・コミュニケーション

基本方針

障がいの特性に配慮した、様々な媒体を活用した情報提供やコミュニケーション保障等により、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。

施策

(1) 情報提供の充実

(2) コミュニケーション保障の推進

基本施策

- ① 情報のバリアフリー化の推進
- ② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実
- ① コミュニケーション支援の充実
- ② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

【現状と課題】

- 平成 28 年 4 月に施行された浜松市手話言語の推進に関する条例の認知度が低いためさらなる周知啓発の取り組みが必要です。
- 区役所の窓口において、いつでも手話通訳が利用できるように、手話通訳者の配置を増やすことが必要です。
- 障がいのある人が、自分が利用できるサービスが分かるよう福祉サービスの情報をはじめ、地域での生活に必要な情報の提供を充実させていく必要があります。

(1) 情報提供の充実

相談窓口を知らない人、相談へ行けない人等は、暮らしや支援の情報等、必要な情報を得にくい状況となっています。

行政と教育機関、医療機関、障がい者団体等との連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、アクセシビリティに配慮した誰もが使いやすいホームページの作成や障がいの特性に配慮した媒体での情報提供を行います。

① 情報のバリアフリー化の推進

取り組み	内容
	1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課） 視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「議会だより」を作成・配布します。
	2. アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成（広聴広報課） 市が定めたサイトポリシーにより、アクセシビリティに配慮した、誰もが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。
新規	3. わかりやすい印刷物作成の手引き作成（ユニバーサル社会・男女共同参画推進課） パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物について、誰もが情報を入手しやすいようにカラーユニバーサルデザインや配慮方法等に関する手引きを作成します。
	4. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課） 障がい福祉に関する冊子や、パブリック・コメント ⁴⁴ 資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
	5. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局） 視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせを、希望する視覚に障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。
	6. 録音図書・点字図書の作成・貸出し（中央図書館（城北図書館）） ボランティアと連携し、視覚障がいのある人に対する「声のライブラリー」事業として、録音図書・点字図書の作成・貸出しを行います。
新規	7. ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービスの提供（障害保健福祉課） 市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、テレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。
新規	8. 視覚障がい者に対する点字等による情報提供（障害保健福祉課） 公文書の一部点字化をはじめ、視覚に障がいのある人へ点字等による情報提供の推進を図ります。

44 パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実

取り組み	内容
	1. 障害福祉のしおりの作成（障害保健福祉課） 障害福祉サービス等を紹介する冊子を作成するとともにホームページに掲載し、様々なサービスの内容や手続について、分かりやすく提供します。
新規	2. 地域のUD情報等の発信（ユニバーサル社会・男女共同参画推進課） 誰もが訪れやすく、暮らしやすいまちづくりを進めるため、地域の宿泊施設、文化・観光施設、公共交通、トイレ等のユニバーサルデザイン情報を収集し、様々な媒体を活用して誰にでもわかりやすく提供します。
新規	3. 浜松まちなかトイレマップの提供（ユニバーサル社会・男女共同参画推進課） 高齢者や障がいのある人等誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、JR浜松駅を中心として徒歩で概ね15分程度の範囲において、掲載の協力を得られた施設のトイレ等の情報を「浜松まちなかトイレマップ」として提供します。
	4. 市ホームページによる消費生活情報等の提供（市民生活課（くらしのセンター）） 市ホームページ内に「はままつeライフ」ページを設け、消費生活に関する情報を分かりやすく提供します。

(2) コミュニケーション保障の推進

障がいの特性に配慮した方法による選挙時の情報提供や、手話や要約筆記等による意思疎通の支援により、コミュニケーション手段を確保し、コミュニケーション保障を推進します。

① コミュニケーション支援の充実

取り組み	内容
【再掲**】	1. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課） 聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加ページを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	2. 区役所窓口への手話通訳又はタブレット端末の配置（人事課） 区役所に手話通訳のできる職員を配置し、聴覚に障がいのある人に対して必要に応じて通訳を行い、手続きや相談等を円滑に行います。
【再掲**】	3. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館（城北図書館）） 視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。

② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

取り組み	内 容
	1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課） 【再掲** 視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「議会だより」をページ】 作成・配布します。
	2. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課） 【再掲** 障がい福祉に関する冊子や、パブリック・コメント資料等に音声コードを付与し、視覚ページ】 障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
	3. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局） 【再掲** 視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせページ】 を、希望する視覚に障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。
	4. 録音図書・点字図書の作成・貸出し（中央図書館（城北図書館）） 【再掲** ボランティアと連携し、視覚障がいのある人に対する「声のライブラリー」事業として、ページ】 録音図書・点字図書の作成・貸出しを行います。
	5. メール119システムの運用（消防局・情報指令課） 【再掲** 聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による119番通報が困難な人からのメールページ】 を活用した緊急通報に対応します。
	6. 緊急通報ファクシミリ事業の実施（障害保健福祉課） 【再掲** 聴覚や言語機能に障がいのある人の緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報ページ】 ファクシミリ事業（Fネット事業）を実施します。

8 社会参加

基本方針

外出支援や社会参加の促進、スポーツ・文化活動、余暇支援等により、充実した地域生活を目指します。

施策

(1) 外出支援

(2) 地域活動への参加の促進

(3) スポーツ・文化活動、余暇支援

基本施策

① 移動手段の充実

② 助成制度による支援

① 地域活動への参加の促進

① 障がい者スポーツの振興

② 文化活動への支援

【現状と課題】

- 障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加するために、外出支援の強化が必要です。
- 障がいのある人同士が集える場や、障がいのある人と地域住民との親睦を深め、交流する場の提供が必要です。
- 本市は2020年の東京パラリンピックの事前合宿に関する覚書をブラジルパラリンピック委員会と締結しました。事前合宿の受け入れを契機に、障がい者スポーツの普及や環境の整備とともに、地域に住む人たちとスポーツを通じた交流の機会が増えることで、地域に住む人たちの「心のバリアフリー化」が進むことが期待されています。

(1) 外出支援

障がいのある人の外出支援を行うことで、地域での自立した生活及び社会参加を促進します。

① 移動手段の充実

取り組み	内容
1. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課） 【再掲** 屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。ページ】	
2. リフト付福祉バスの貸出し（障害保健福祉課）	歩行困難な下肢に障がいのある人の社会参加を促進し、地域における福祉活動を推進するために、リフトバス運行ボランティア連絡協議会との協働により、リフトバスを貸し出します。
3. 車いすの貸出し（福祉総務課、社会福祉協議会）	車いすの短期（2週間程度）の貸出しを行います。

② 助成制度による支援

取り組み	内容
1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課） 【再掲** 障がいのある人の社会参加等を支援するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付ページ】	します。
2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課） 【再掲** 身体障害者手帳 ⁴⁵ を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。ページ】	
3. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課） 【再掲** 身体に障がいのある人の自立更生を助けるため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。ページ】	

45 身体障害者手帳：身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

(2) 地域活動への参加の促進

障がいの有無にかかわらず、だれもが地域社会を構成する一員として、地域活動への参加は欠かせません。地域行事への参加や障がい者団体の活動を通じて、地域住民とのつながりを持つ等、障がいのある人とその家族の積極的な参加により、地域との交流や理解促進を図ります。

また、障害者週間キャンペーンで啓発イベントを開催する等、多様な活動を行う障がい者団体の活動を広く紹介し、つながりを持ってない人と障がい者団体をつなぐことで社会参加を促進します。

① 地域活動への参加の促進

取り組み	内容
1. 施策へ当事者が参画できる仕組みの検討（障害保健福祉課）	障がい福祉施策の検討及び PDCA サイクルによる事業管理において、障がいのある人及びその家族等の当事者の参画を推進する。
2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課、社会福祉協議会）	【再掲** ページ】 市内各地でふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。
3. ふれあい交流事業の実施（福祉総務課、社会福祉協議会）	【再掲** ページ】 障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。
4. 障がい者団体の活動助成事業の実施（障害保健福祉課）	【再掲** ページ】 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。
5. 障がい者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	【再掲** ページ】 障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。
6. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館（城北図書館））	【再掲** ページ】 視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。
7. 障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課）	【再掲** ページ】 障害者週間（12月3～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベント等を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。
8. 補助犬ふれあい教室の開催（障害保健福祉課）	【再掲** ページ】 補助犬ふれあい教室を開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚に障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。

取り組み	内容
9.	<p>市施設の使用料の減免（障害保健福祉課、施設所管各課）</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳⁴⁶所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。</p>

（3）スポーツ・文化活動、余暇支援

スポーツや文化活動等を楽しむ機会を持つことで、いきいきとした暮らしを送ることができます。

また、2020年には東京パラリンピックが開催されることで、障がい者スポーツへの関心や注目が高まっており、障がい者スポーツに関する指導者の養成や施設のユニバーサルデザイン化をはじめ、障がいの有無にかかわらず地域でスポーツを行うことのできる環境づくりを進める必要があります。

スポーツや文化活動の振興は、生きがいでだけでなく社会参加や理解促進にもつながります。充実した余暇活動を楽しむことができるよう機会の提供を行うとともに、障がいのある人のスポーツや文化活動を促進するための支援を行います。

① 障がい者スポーツの振興

取り組み	内容
1.	<p>浜松市障害者スポーツ大会の開催（障害保健福祉課）</p> <p>障がいのある人の社会参加を図るためにスポーツ大会を開催します。</p>
2.	<p>静岡県障害者スポーツ大会の開催（障害保健福祉課）</p> <p>静岡県及び静岡市との共催により静岡県障害者スポーツ大会を開催します。</p>
3.	<p>全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣（障害保健福祉課）</p> <p>全国障害者スポーツ大会に浜松市選手団を派遣します。</p>
4.	<p>浜松市発達医療総合福祉センター体育館・プールの一般開放（障害保健福祉課）</p> <p>発達医療総合福祉センターの体育館とプールの一般開放及び障がい者団体への貸出しを行います。</p>
5.	<p>地域スポーツ指導者の養成（スポーツ振興課）</p> <p>【再掲** 障がい者スポーツの指導者を多く養成し、スポーツを通じて社会参加の促進を図りま ページ】す。</p>
6.	<p>特性の違いを超えたスポーツ交流事業の実施（スポーツ振興課）</p> <p>【再掲** 健常者と障がいのある人が交流できる機会を創出して、年齢、性別、障がいの有無にか ページ】かわらず、誰もが楽しめる交流の場とすることにより、ライフスタイルに応じた生涯スポーツ社会の創出につなげます。</p>

46 精神障害者保健福祉手帳：精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

② 文化活動への支援

取り組み	内 容
1. 市施設の使用料の減免（障害保健福祉課、施設所管各課）	【再掲** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。 ページ】
2. 生涯学習事業参加機会の提供（生涯学習課）	生涯学習関連施設（協働センターや文化センター等）における講座・事業への参加機会を提供します。